

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 相続税決定処分取消等請求事件
国側当事者・国（杉並税務署長）
平成25年4月19日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	池末 彰郎 菊地 憲太郎
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	谷垣 禎一 杉並税務署長 金森 勝
被告指定代理人	宇波 なほ美 山口 克也 岡田 智辰 宇野 憲之 橋本 健 小野 由美子

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

杉並税務署長が原告に対し平成21年5月29日付けでした、①被相続人乙（以下「亡乙」という。）の平成19年4月22日開始の相続に係る原告の相続税の決定処分及び②無申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも平成21年10月23日付け異議決定〔以下「本件異議決定」という。〕による一部取消し後のもの。以下、この一部取消しの前後を問わず、上記決定処分を「本件決定処分」といい、上記無申告加算税の賦課決定処分を「本件賦課決定処分」といい、本件決定処分及び本件賦課決定処分を併せて「本件決定処分等」という。）を、いずれも取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

本件は、杉並税務署長が、原告に対し、平成19年4月22日に開始した亡乙の相続（以下「本件相続」という。）に係る原告の相続税につき本件決定処分等をしたことにつき、原告が、①本件決定処分は、亡乙の合資会社A（以下「A社」という。）、合資会社B（以下「B社」という。）及び有限会社C（以下「C社」といい、A社及びB社と併せて、以下「本件各関係法人」という。）に対する貸付金ないし立替金の債権（これらの債権を総称して、以下「本件各関係法人債権」と

いう。)並びに亡乙の原告に対する贈与に係る金銭を本件相続に係る相続財産に含めて相続税の課税価格を計算したが、本件各関係法人債権は存在しておらず、また、原告が亡乙から贈与を受けたこともない、②本件決定処分が、亡乙の公正証書遺言により本件相続に係る原告以外の相続人が取得した不動産の価額を原告に係る相続税額の計算に当たり含めるものとしたのは誤りである、③本件決定処分が、亡乙の死亡により支払われた保険金につき、相続税法(平成19年法律第74号による改正前のもの。以下「相続税法」という。)3条1項1号に規定する割合に相当する部分の計算をしていないのは誤りである、④原告が本件相続に係る相続税の申告をしなかったことについては、国税通則法(平成21年法律第13号による改正前のもの。以下「通則法」という。)66条1項ただし書にいう「正当な理由」があるなどと主張して、本件更正処分等の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

別紙1「関係法令の定め」に記載したとおりである(同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。)

3 前提事実(証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがないか、当事者において争うことを明らかにしない事実である。以下「前提事実」という。)

(1) 亡乙の相続関係

亡乙は、平成19年4月22日に死亡した。亡乙の相続人は、その長男である丙(通称名・丙又は丙。同人の氏名及び通称名につき、甲12、乙4の3、乙6、乙42、乙55の1～乙57の2。以下「丙」という。)、二男である丁(以下「丁」といい、丙と併せて、以下「訴外相続人ら」という。)及び長女である原告の3名である(この3名を併せて、以下「本件共同相続人ら」といい、本件相続に係る相続税を、以下「本件相続税」という。)

(2) 亡乙による遺言

ア 亡乙は、平成13年7月3日、公正証書によって遺言をしたところ(この遺言に係る公正証書を、以下「本件公正証書」といい、この遺言を、以下「本件公正証書遺言」という。)、その要旨は、別紙2「本件公正証書遺言の要旨」に記載したとおりである(甲4、乙3)。

イ 亡乙は、平成15年11月16日付けで自筆証書によって遺言をしたところ(この遺言を、以下「本件自筆証書遺言」という。)、その内容は、別紙3「遺言証書」写しのとおりである(乙4の1～3)。

(3) 亡乙が締結した生命保険契約

ア 亡乙は、①D生命保険相互会社との間において、平成18年8月17日、亡乙を被保険者とし、本件共同相続人らを保険金受取人とする生命保険契約(以下「本件D生命保険契約」という。)を締結し、②Eとの間において、同年9月29日、亡乙を被保険者とし、丙を保険金受取人とする生命保険契約(以下「本件E生命保険契約」という。)を締結した(乙1、乙66、乙67)。

イ 亡乙の死亡の時までに払い込まれた保険料の金額は、①本件D生命保険契約については4500万円であり、②本件E生命保険契約については18万アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)であるところ、亡乙は、これらの全額を負担していたものである(乙67～乙72、弁論の全趣旨)。

ウ 亡乙の死亡により、①本件D生命保険契約の保険金受取人である本件共同相続人らは、4921万5119円の保険金を取得し(原告の取得分は、その33%である1624万09

89円である。)、②本件E生命保険契約の保険金受取人である丙は、28万9023.78米ドル(本件相続が開始した日に近接した時点の為替相場に基づいて邦貨に換算した金額は3428万9633円)の保険金を取得した(乙66、乙67、弁論の全趣旨)。

(4) 本件各関係法人

ア A社は、喫茶店、食堂、居酒屋、バー、パブの経営等を目的として設立された合資会社である(商業登記簿上の会社成立の年月日は平成●年●月●日)。同社においては、亡乙が代表社員を務めていたが、同人の死亡後である平成19年5月8日、同年4月22日に無限責任社員として加入した丙が代表社員に就任した。(甲12、乙56の1・2)

イ B社は、喫茶店、食堂、居酒屋、バー、パブ等の飲食店経営等を目的として設立された合資会社であり(商業登記簿上の会社成立の年月日は平成●年●月●日)、同社の代表社員は、無限責任社員である丙である(乙55の1・2)。

ウ C社は、風俗営業店(バー、料理店、パチンコ、キャバレー、麻雀)の経営等を目的として設立された有限会社である(商業登記簿上の会社成立の年月日は平成●年●月●日)。同社においては、亡乙が代表取締役を、丁が取締役を、それぞれ務めていたが、亡乙の死亡後である平成19年5月8日、丁が取締役を辞任するとともに、丙が取締役に就任した。(乙57の1・2)

(5) 原告による相続税の申告書の不提出及び贈与税の期限後申告書の提出

ア 原告は、相続税法27条1項所定の期限までに、本件相続税に係る相続税の申告書を提出しなかった。

イ 原告は、平成21年3月26日、原告が乙から平成18年4月19日に1973万1705円の贈与(以下「本件贈与」という。)を受けた旨を記載した平成18年分贈与税の期限後申告書(以下「本件贈与税申告書」という。)を提出した(乙2)。

(6) 課税処分等の経緯

本件決定処分等、本件決定処分等についての原告の異議申立て及びこれに対する杉並税務署長の本件異議決定、同決定についての原告の審査請求及びこれに対する国税不服審判所長の裁決の経緯は、それぞれ、別紙4「課税処分等の経緯」の「決定処分等」欄、「異議申立て」欄、「異議決定」欄、「審査請求」欄及び「裁決」欄にそれぞれ記載されているとおりである。なお、本件決定処分において認定された本件各関係法人債権の価額の合計額は1億6150万0000円であり、その内訳は、以下のとおりである(甲1、甲28)。

ア B社に対する貸付金債権 2000万0000円(以下「本件B債権」という。)

イ A社に対する貸付金債権 1億1800万0000円(以下「本件A債権」という。)

ウ C社に対する貸付金ないし立替金債権 2350万0000円(以下「本件C債権」という。)

(7) 本件各関係法人及び丙に対する訴え

ア 原告は、平成21年6月8日、本件各関係法人並びにA社及びB社の無限責任社員である丙(以下「丙ら」という。)を被告として、本件相続により前記(6)ア～ウの本件各関係法人債権のうち法定相続分である各3分の1ずつを取得したとして、その支払を求める訴え(東京地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号事件。以下「別件訴訟」という。)を提起した(甲5、甲12、乙55の1・2、乙56の1・2、弁論の全趣旨)。

イ 東京地方裁判所は、平成●年●月●日、別件訴訟につき、原告の請求を認容する旨の判決

(以下「別件第1審判決」という。)を言い渡したところ、丙らは、同判決に対して控訴を提起した(甲10、甲11、甲13、甲14)。

(8) 本件訴えの提起

原告は、平成22年12月28日、本件訴えを提起した(当裁判所に顕著な事実)。

4 本件決定処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件決定処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張は、後記6に被告の主張の要点として掲げたもののほか、別紙5「本件決定処分等の根拠等に関する被告の主張」に記載したとおりである(なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。)

5 争点

- (1) 本件各関係法人債権の存否(争点1)
- (2) 原告が亡乙から本件贈与を受けたか否か(争点2)
- (3) 本件決定処分が本件公正証書遺言により本件相続に係る原告以外の相続人が取得した不動産を原告の相続税につき課税対象としたことの誤りをいう原告の主張の当否(争点3)
- (4) 本件決定処分が亡乙の死亡による保険金につき相続税法3条1項1号に規定する割合に相当する部分の計算をしていないことの誤りをいう原告の主張の当否(争点4)
- (5) 原告が本件相続に係る相続税の申告をしなかったことにつき通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」があるか否か(争点5)

6 争点に関する当事者の主張の要点

争点に関する当事者の主張の要点は、別紙6「争点に関する当事者の主張の要点」に記載したとおりである(なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。)

第3 当裁判所の判断

1 本件各関係法人債権の存否(争点1)について

(1) 本件各関係法人債権の発生について

ア 本件B債権について

B社は、平成18年3月期の総勘定元帳において、同社が、平成17年4月1日、①亡乙から2000万円を新たに借り受けるとともに(この貸付金債権が、被告の主張に係る本件B債権である。)、②前期末から繰り越してきた同社の亡乙に対する長期借入金1523万7085円を返済した旨の帳簿処理をしているところ(乙13・1及び7枚目)、次の(ア)～(ウ)において述べるところに加えて、①同社の代表社員であり本件共同相続人らの1人でもある丙が、本件相続税調査の際に本件B債権の存在を認める趣旨の供述をするとともに、別件訴訟においても、上記①の亡乙の同社に対する貸付けを認める供述をしていること(甲6、乙51)、②同社においても、平成19年3月期の法人税につき、本件B債権の存在を前提とする修正申告をしていること(乙60の1・2)を併せ考慮すれば、上記総勘定元帳の記載どおり、平成17年4月1日、亡乙の同社に対する本件B債権2000万円が発生したものと認められる。

(ア) 以下のとおり、B社においては、平成16年3月期末までに、同社の同期の総勘定元帳(乙14)に記載されているとおり、亡乙からの長期借入金合計1523万7085円が発生していることが認められる。

a B社が亡乙から平成13年6月28日に1581万5000円を借り受けたこと。

B社の平成14年3月期の総勘定元帳の記載(乙15・1及び17枚目)、次の(a)～

(d)に述べるところ及び弁論の全趣旨によれば、同社は、平成13年6月28日、亡乙から、①同人が有していた亡乙貸付金債権のうち980万円をこれと同額の代金で譲り受けるための資金及び②同人が保有していたF株式3000株を601万5000円で譲り受けるための資金として、1581万5000円を借り入れたことが認められる。

(a) ①亡乙は、妹である戊に対して、2900万円の亡乙貸付金債権を有していたところ、同債権は、⑦平成13年4月6日に490万円分がA社に対して同額で譲渡され、⑧次に、同年6月28日に980万円分がB社に対して同額で譲渡され、⑨最後に、平成18年12月26日に残りの1430万円分が同社に対して5万円で譲渡された、すなわち、同社は、平成13年6月28日、上記2900万円の債権のうち980万円を、同額の代金で取得した(乙15・1及び14枚目、乙17、乙18・1、18及び21枚目)。②また、同社は、同日、亡乙からF株式3000株を601万5000円で購入した(乙15・1及び15枚目、乙19・4枚目)。これらの購入代金の合計額は、同日の亡乙の同社に対する貸付金の額(1581万5000円)と一致している。

(b) 商業登記簿上は平成●年●月●日に成立したとされるB社は、平成14年3月期が設立後の最初の事業年度(第1期)であり、平成13年6月28日当時はいわゆる設立中の会社であったと解される同社(前提事実(4)イ参照)において、前記(a)の購入代金1581万円余りの自己資金があったものとは認め難い(乙19・1及び2枚目参照)。

(c) 平成14年頃から平成19年3月期の決算までB社の関与税理士であったG税理士(なお、同税理士は、同時期においてA社の関与税理士でもあった。)は、B社が受けた債権譲渡につき、同社には余裕資金がなかったので、代金は貸借にしていた旨述べている(乙20・2枚目)。

(d) B社は、平成13年6月28日に亡乙に対する1581万5000円の借入金を計上しながら、同月において、戊に対する亡乙貸付金債権の取得及びF株式の取得以外に、高額の現金支出をした形跡はない(乙15・1枚目「6月計」参照)。

b B社が平成13年12月25日に亡乙からF株式の取得資金263万7000円の貸付けを受けたこと

B社の平成14年3月期の総勘定元帳等によれば、同社は、平成13年12月25日、A社からF株式3000株を263万7000円で購入するとともに、その購入代金と同額の263万7000円を亡乙から借り入れたことが認められる(乙15・9、15及び20枚目、乙18・12、13、19及び25枚目、乙19・6及び8枚目)。そして、前記a(b)のとおり、B社自体には、F株式を取得するだけの余裕資金があったとはいえないこと(乙19・2枚目)からすると、同社が同日に亡乙から借り入れた263万7000円は、同日のF株式の購入資金であったものと認められる。

c B社が亡乙から平成14年11月25日に170万円を借り受けたこと

B社の平成15年3月期の総勘定元帳によれば、同社は、平成14年11月25日、亡乙から170万円を借り入れたことが認められる(乙21・1及び2枚目)。

d 平成16年3月期末までのB社の亡乙に対する帳簿上の長期借入金の返済額

B社は、平成14年3月期において、平成13年6月28日以降平成14年3月31

日まで、日々の売上げを長期借入金の返済に充てる帳簿処理をしており（乙15・1～13、17～22枚目。なお、同期における同社の長期借入先は、亡乙のみである。）、合計491万4915円（乙19・8枚目）を亡乙に返済した旨の帳簿処理をしている（同期末における長期借入残高は1353万7085円とされている。）

e 小括

前記a～dに述べたところからすれば、亡乙がB社に対して有する平成16年3月期末における貸付金債権の残高は、少なくとも、前記a～cの金額の合計から前記dの金額を控除した1523万7085円となる。

- (イ) 以下のとおり、B社が亡乙から平成17年4月1日に譲り受けた同人のHに対する亡乙貸付金債権の取得資金250万円は、同社が亡乙から借り受けたものと認められる。

すなわち、①亡乙は、⑦平成15年12月2日、Hに対し500万円を貸し付け（乙23）、④平成17年4月1日、B社に対し、上記⑦の亡乙貸付金債権500万円のうち250万円分を同額で譲渡したものと認められる（乙13・1及び4枚目、乙22・3枚目、乙24・1枚目）ところ、②前記(ア) a (c)のようなG税理士の供述、③同社が上記①④の債権譲渡を受けた日と、亡乙に対する2000万円の長期借入金（本件B債権）を計上した日が同日であること、④同社は、平成17年4月において、亡乙への長期借入金の返済を別として、上記①④の債権及び後記(ウ)のIに対する亡乙貸付金債権の取得以外に、高額の現金支出をした形跡はないこと（乙13・1枚目「4月計」参照）からすると、上記①④の債権の取得資金は、同社が亡乙から借り受けたものと認められる。

- (ウ) 以下のとおり、B社が亡乙から平成17年4月1日に譲り受けた同人のIに対する亡乙貸付金債権の取得資金100万円は、同社が亡乙から借り受けたものと認められる。

すなわち、①⑦平成17年4月1日現在のIに対する亡乙貸付金債権の残高は131万6452円であり、B社は、上記債権を、亡乙から100万円で取得し、これによって得た利益31万6452円を売上げに計上したこと（乙13・1及び4枚目、乙22・3枚目）、④また、亡乙の預金通帳には、Iからの定期的な入金が記載されていること（乙12の1・3～5及び9枚目）、⑤同社が同日の前記(イ)の債権譲渡と全く同様の帳簿処理をしていること（乙13・1及び4枚目）を考慮すると、上記①⑦の債権も、同日に、亡乙から同社に対して譲渡されたものと認められる。そして、②前記(ア) a (c)のようなG税理士の供述、③同社が上記①⑦の債権譲渡を受けた日と亡乙に対する2000万円の長期借入金（本件B債権）を計上した日が同日であること、④同社は、平成17年4月において、亡乙への長期借入金の返済を別として、上記①の債権と前記(イ)のHに対する亡乙貸付金債権の取得以外に、高額の現金支出をした形跡はないこと（乙13・1枚目「4月計」参照）からすると、上記①の債権の取得資金100万円は、同社が亡乙から借り受けたものと認められる。

イ 本件A債権について

A社は、平成18年3月期の総勘定元帳において、同社が、平成17年4月1日、①亡乙から1億1800万円を新たに借り受け（この貸付金が、被告主張に係る本件A債権に相当するものである。）、②前期末から繰り越してきた同社の亡乙に対する長期借入金残高3793万7085円を返済した旨の帳簿処理をしているところ（乙25・1及び10枚目）、次の(ア)～(ウ)において述べるところに加えて、①同社の代表社員であり本件共同相続人らの1

人でもある丙が、本件相続税調査の際に本件A債権の存在を認める趣旨の供述をするとともに、別件訴訟においても、これに対応する亡乙の同社に対する貸付けを認める供述をしていること（甲6、乙51）、⑩同社においても、平成19年3月期分の法人税につき、本件B債権の存在を前提とする修正申告をしていること（乙59の1・2）を併せ考慮すれば、平成18年3月期において、亡乙の同社に対する合計1億1800万円の本件A債権が発生したことが認められる。

この点、原告は、亡乙は、会社と個人の資産を区別しておらず、亡乙個人の預貯金は、実質上はA社の売上げからの預貯金であり、本件A債権に係る貸付け自体が疑問である旨主張し（別紙6「争点に関する当事者の主張の要点」第1の1(2)イ②）、別件訴訟における丙の供述（甲6）中にもこれに沿うかのような部分があるが、同供述の内容は、極めてあいまいなものといわざるを得ない上、上記主張を裏付けるような客観的証拠も特に見当たらないから、原告の上記主張は、採用することができない。

(ア) 以下のとおり、A社においては、平成16年3月期末までに、同社の同期の総勘定元帳等（乙26・7枚目、乙27の3・7及び8枚目）に記載されているとおり、亡乙からの長期借入金合計3793万7110円が発生していることが認められる。

a A社が亡乙から平成13年4月6日に490万円を借り受けたこと

①A社の平成14年3月期の総勘定元帳においては、同社が、亡乙から、平成13年4月6日、490万円を借り入れた旨の帳簿処理がされていること（乙18・1枚目）、②前記ア(ア) a (a)①⑦のとおり、同日、亡乙の戊に対する2900万円の本件乙貸付金債権のうち490万円分が、同額の代金で、同社に対して譲渡されたこと、③前記ア(ア) a (c)のようなG税理士の供述、④同社において、平成13年4月、上記②の債権の取得以外に、高額の現金支出をした形跡はないこと（乙18・1及び2枚目）、⑤同社が平成14年3月期において余裕資金を有していたとは認め難いこと（乙27の1・2枚目参照）からすると、同社は、上記②の債権の取得資金として、平成13年4月6日、亡乙から490万円を借り入れたことが認められる。

b A社が亡乙から平成13年6月28日に601万5000円を借り入れたこと

①A社の平成14年3月期の総勘定元帳においては、同社が、亡乙から、平成13年6月28日、601万5000円を借り入れ、これと同日に、同額でF株式を購入した旨の帳簿処理がされ（乙18・4、19及び22枚目）、②同社の平成14年3月期の勘定科目内訳書にも、同社が、亡乙から、平成13年6月に601万5000円を借り入れた旨の記載がされていること（乙27の1・8枚目）、③同社においては、平成13年6月、上記①の株式の取得以外に、高額の現金支出をした形跡はないこと（乙18・3～5枚目）、④同社が平成14年3月期において余裕資金を有していたとは認め難いこと（乙27の1・2枚目参照）からすると、同社は、平成13年6月28日、F株式の購入代金として、亡乙から601万5000円を借り入れたものと認められる。

c A社が亡乙から平成14年4月3日に3000万円を借り入れたこと

①亡乙は、Jに対し、6000万円の亡乙貸金債権を有していたものであるが（乙28）、⑦平成14年4月3日、A社に対し、上記債権のうち3000万円分を同額で譲渡するとともに、④これと同額の3000万円を貸し付けたこと（乙27の2・3、6及び7枚目、乙28、乙29・1及び3枚目）、②同社に、当時、余裕資金があったと

は認め難いこと（乙27の2・2枚目）、③前記ア(ア) a (c)のようなG税理士の供述、④同社においては、平成14年4月3日前後において、上記①⑦のとおり債権を取得した以外に、多額の現金を支出した形跡がないこと（乙29・1枚目）からすると、同社が、平成14年4月3日、上記①⑦の債権の取得資金として、亡乙から3000万円を借り入れたものと認められる。

d A社が亡乙から平成14年10月31日に300万円を借り入れたこと

A社の平成15年3月期の総勘定元帳及び勘定科目内訳書によれば、同社が、亡乙から、平成14年10月31日、300万円を借り入れたことが認められる（乙27の2・7枚目、乙29・2及び5枚目）。

e A社が亡乙から平成15年9月1日に400万円を借り入れたこと

A社の平成16年3月期の総勘定元帳及び勘定科目内訳書によれば、同社が、亡乙から、平成15年9月1日、400万円を借り入れたことが認められる（乙26・4及び7枚目、乙27の3・8枚目）。

f 平成16年3月期末までのA社の亡乙に対する帳簿上の長期借入金の返済額

A社は、亡乙に対する長期借入金については、①平成14年3月期において、合計697万7890円を返済したとの帳簿処理をしており（乙18・1～18、21～26枚目、乙27の1・8枚目）、②また、平成16年3月期において、合計300万円を返済したとの帳簿処理をしている（乙26・1、2、5及び7枚目、乙27の3・8枚目）。

g 小括

以上のとおりであるから、A社の平成16年3月期末における亡乙に対する長期借入金残高は、少なくとも、前記a～eの金額の合計から前記fの金額を控除した3793万7110円であるものとなる。

(イ) 以下のとおり、A社が平成17年6月25日に締結した売買契約により取得したK物件の代金5020万円は、同社が亡乙から借り受けたものと認められる。

a 証拠（乙25・2、3及び6枚目、乙30、乙31の1・2、乙32、乙33の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、①A社が、Lとの間で、平成17年6月25日、K物件につき、代金を5020万円と定めるとともに、A社が、Lに対し、同日に当該代金のうち482万円を支払い、K物件の引渡し日である同年7月11日までに残額4538万円を支払うものとする旨の約定の下、売買契約を締結したこと、②上記①の売買契約に係る売買代金については、同月8日、仲介業者を通じてLに482万円が支払われ、同月11日、4338万円がA社名義によりL名義の普通預金口座に振り込まれたこと、③K物件につき、同日、同日売買を原因として、所有者をA社とする所有権保存登記がされたことが認められる。

b そして、①平成17年6月24日、亡乙・M口座から482万円が出金されるとともに、同年7月11日に、同口座から4338万円が出金されており（乙34の1・4枚目）、その出金状況は、前記a①の売買契約における売買代金の支払時期に関する約定及び前記a②の売買代金の支払状況と基本的に整合するものである。②その一方で、A社の預金口座からは、上記売買代金に見合った金員が出金された形跡はなく（乙34の2・4枚目）、③同社の平成14年3月期から平成20年3月期までの決算報告書（乙

35の1～7)を見ても、金融機関からの借入れを含め、同社において、K物件を購入するだけの資金を有していたことはうかがわれず、④さらに、同社において、K物件や同社の所有する他の不動産に対し、K物件購入のために担保権を設定したような事情もうかがわれない(乙31の1・2、乙36の1・2)。

- c 以上のような事情を総合すると、A社は、K物件の購入代金5020万円を亡乙から借り受けたものと推認することができ、かかる5020万円の貸付金債権は、前記のような亡乙からの1億1800万円の借入金(本件A債権)の一部を構成するものというべきである。
- (ウ) 以下のとおり、A社が平成17年7月1日に締結した売買契約により取得したN物件の代金2850万円は、同社が亡乙から借り受けたものと認められる。
 - a 証拠(乙25・3及び8枚目、乙33の2、乙36の1・2、乙37)及び弁論の全趣旨によれば、①A社が、Oらとの間で、平成17年7月1日、N物件につき、代金を2850万円と定めて売買契約を締結したこと、②N物件については、同日、同日売買を原因として、OからA社に対する所有権移転登記がされたことが認められる(なお、同社の平成18年3月期の総勘定元帳に記載されている「株P」は、N物件の売買契約に係る仲介業者であり、売主の1人であるOが代表者を務める法人である。乙37・2枚目)。
 - b そして、①平成17年6月30日、亡乙・Q信用組合口座から200万円及び2650万円が出金され(乙38の1・1～3枚目)、②同日、額面を2650万円とするいわゆる自己宛小切手が振り出され、これについては、N物件の売主の1人であるOによる裏書がされ、同年7月4日、決済がされた(乙38の1・4枚目、乙38の2)。③その一方で、A社の預金口座からは、N物件の購入代金に相当する金額が出金された形跡はなく(乙34の2・4枚目)、④同社の平成14年3月期から平成20年3月期までの決算報告書(乙35の1～7)を見ても、金融機関からの借入れを含め、同社において、N物件を購入するだけの資金を有していたことはうかがわれず、⑤さらに、同社において、N物件や同社の所有する他の不動産に対し、N物件購入のために担保権を設定したような事情もうかがわれない(乙31の1・2、乙36の1・2)。
 - c 以上のような事情を総合すると、A社は、N物件の購入代金2850万円を亡乙から借り受けたものと推認することができ、かかる2850万円の貸付金債権は、前記のような亡乙からの1億1800万円の借入金(本件A債権)の一部を構成するものというべきである。

ウ 本件C債権について

- (ア) 証拠(乙39、乙40・1及び2枚目、乙41・3枚目)及び弁論の全趣旨によれば、①C社が、Rから、S物件を代金2359万5015円で買い受け、平成18年9月15日に上記代金のうち200万円を、平成19年1月5日に残金の2159万5000円を、それぞれ支払ったこと、②C社が、Rから、同日、S物件につき、同日売買を原因として所有権移転登記を受けたことが認められる。
- (イ) ところで、C社の平成19年3月期の総勘定元帳においては、同社が、丙から、平成18年9月9日、長期借入金として2195万円を借り入れた旨の帳簿処理がされるとともに、同月から平成19年1月までの間において、この長期借入金以外に高額の現金収入

は計上されていない（乙４０・１及び２枚目参照）。

しかし、同人名義の預貯金等口座の入出金状況を見ても、同人には、平成１８年９月９日ないしその前後において、同社に対して２１９５万円を貸し付けることができるだけの預貯金の残高はなく、これらの口座から上記のような貸付けに見合った出金がされた形跡もない（乙４３）上、本件において、その当時、丙が、他に上記の貸付けの原資に当てることのできるような資産を有していたことをうかがわせる事情は、何ら主張、立証されていない。これらの点からすれば、上記総勘定元帳の記載には疑義があるものといわざるを得ない。

(ウ) 一方、①Ｔ銀行高円寺支店の亡乙名義の普通預金口座（口座番号 ）からは、平成１８年９月１５日に２００万円が、平成１９年１月５日に２１５０万円が、それぞれ出金されており（乙４７の１～５）、これらの出金状況は、前記(ア)①のようなＳ物件に係る代金の支払状況と整合するものということができる。②また、平成１８年９月１５日及び平成１９年１月５日の各日又はこれらの日の前後に、Ｃ社名義の預金口座等から、前記(ア)①のようなＳ物件に係る代金の支払状況に見合った出金がされた形跡はない上（乙４４）、③同社の平成１８年３月期～平成２０年３月期の決算報告書を見ても、上記当時、同社において、Ｓ物件の購入に必要な自己資金を有していたものとはうかがわれず（乙４５の１～３）、④同社において、Ｓ物件に対し、その購入のために担保権を設定したような事情もうかがわれない（乙３９。なお、同社は、同物件以外に不動産を所有していない〔乙４６参照〕）。

(エ) 以上に述べたところを総合すれば、Ｓ物件の購入代金２３５９万５０１５円のうち少なくとも２３５０万円は、亡乙のＣ社に対する貸付金又は亡乙からの立替金により支払われたものと推認することができる。すなわち、亡乙は、Ｃ社に対し、２３５０万円の貸金債権又は立替金債権（本件Ｃ債権）を有していたものであり、前記(イ)のとおり同社の総勘定元帳において、平成１８年９月９日に丙からの長期借入金として計上された２１９５万円は、上記のような本件Ｃ債権を指すものであるということができる。

(2) 本件各関係法人債権が亡乙の相続財産となっていたか否かについて

ア 本件Ｂ債権について

(ア) 原告は、別件訴訟における丙らの主張を引用して、Ｂ社は、平成１９年３月３１日、丙からの１億８０００万円の借入金を原資として、本件Ｂ債権を返済した旨主張する。

そして、同社の平成１９年３月期の総勘定元帳及び勘定科目内訳書においては、①⑦丙が、同社に対し、平成１８年１２月２６日、１億８０００万円を貸し付け（丙貸付金）、④同社が、Ａ社に対し、同日、１億３０００万円を貸し付けた旨の帳簿処理がされるとともに（乙４８・１及び３枚目、乙４９・４、５及び１０枚目）、②Ｂ社が、平成１９年３月３１日、平成１７年４月１日に亡乙から借り入れた２０００万円（乙１３・１及び７枚目。本件Ｂ債権）及び丙貸付金のうち８００万円をそれぞれ返済した旨の帳簿処理がされた上、Ａ社からの受取利息並びに亡乙及び丙に対する支払利息がそれぞれ計上されている（乙４８・３～５枚目、乙４９・４、９及び１０枚目）。

(イ) ところで、Ｂ社の平成１９年３月期の総勘定元帳には、同社が、同期において丙貸付金以外の借入れをした旨の記載はなく（乙４８・３枚目）、また、同期の決算報告書に照らせば、当時、同社において、丙貸付金以外に本件Ｂ債権２０００万円の返済をするだけ

の資金を有していたものとは認め難いこと（乙５０の６）からすれば、同社が、前記(ア)②のような同期の総勘定元帳の記載のとおり本件Ｂ債権２０００万円の返済をしたのであれば、その原資は、丙貸付金以外には考え難いものというべきである。

しかし、①丙は、本件相続税調査において、同人がＢ社及びＡ社に対して貸付金を有していないことを認める供述をしていた上（乙５１・２枚目）、②丙には、平成１８年１２月２６日当時、Ｂ社に対して１億８０００万円を貸し付けることができるだけの預貯金等の残高があったものとは認め難く（乙４３）、その預貯金口座から１億８０００万円が出金された形跡もない（乙５２）。③なお、丙は、別件訴訟において、Ｂ社における３０年分の未払給与債権をもって丙貸付金としたとの趣旨をいうものと解される供述をするが（甲６）、その供述自体、極めてあいまいなものに終始しているといわざるを得ないものである上、その供述を裏付ける客観的証拠も見当たらないこと（なお、本件自筆証書遺言に係る遺言書〔乙４の１〕には、「丙給料５０万」との記載があるが、上記未払給与債権を裏付けるものとは到底いい難いものというほかない。また、丙自身、同社において、そのような未払給与債権の存在を前提とする税務申告をしていないことを自認する供述をしている〔甲６〕）に照らし、丙の上記供述は、にわかには採用し難いものというほかない。

そうすると、Ｂ社の帳簿に記載された丙貸付金の存在は、これを認めるに足りないものといわざるを得ず、したがって、前記のとおり丙貸付金を原資としたものというほかない同社から亡乙への平成１９年３月３１日の２０００万円の返済の事実もまた認め難いものというべきである。したがって、Ｂ社が丙貸付金を原資として本件Ｂ債権を返済した旨をいう原告の主張（別紙６「争点に関する当事者の主張の要点」第１の１(１)）は、採用することができない。

- (ウ) 以上に述べたところに加えて、①Ｂ社の代表社員であり本件共同相続人らの１人でもある丙が、本件相続税調査の際に本件Ｂ債権の存在を認める趣旨の供述をしていること（乙５１）、②同社においても、平成１９年３月期分及び平成２０年３月期分の法人税につき、前記(イ)において述べたところに沿う内容の修正申告をしていること（乙６０の１・２）、③前記(ア)及び(イ)において検討したところ以外に、本件相続の開始時点までの間に、本件Ｂ債権が消滅したり、亡乙から第三者に譲渡されたりしたことを示す事情の主張、立証はないことも併せ考慮すれば、本件Ｂ債権は、亡乙の相続財産となっていたものというべきである。

なお、本件相続において、本件Ｂ債権の価額は、その取得の時、すなわち本件相続の開始時点の時価によって評価すべきものであるところ（相続税法２２条）、Ｂ社は、平成●年●月●日の成立以降、毎事業年度とも一定以上の売上げを計上していたものであって、その財務内容等にも照らせば、本件相続の開始時点において、同社につきいわゆる倒産手続が開始されるような状況にはなく、また、本件Ｂ債権の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる状況にあったともいい難いから（乙５０の１～７）、本件相続の開始時点における本件Ｂ債権の時価は、少なくともその元本の額と同額の２０００万円であるものと認めるのが相当である（評価通達２０４及び２０５参照）。

イ 本件Ａ債権について

- (ア) a 原告は、別件訴訟における丙らの主張を引用して、Ａ社は、亡乙に対し、平成１９

年3月31日、次の(a)又は(b)の方法により、本件B債権を返済した旨主張する（別紙6「争点に関する当事者の主張の要点」第1の1(2)ア）。

(a) 亡乙が、B社に対し、亡乙貸付金債権合計1億5180万円を譲渡し、同社がA社に更にそれを譲渡した上で、同社がこの債権をもって本件B債権の代物弁済をした。

(b) A社は、B社から1億3000万円を借り入れた上で、本件B債権を返済した。

b まず、前記a(a)の原告の主張については、別件訴訟における丙の供述（甲6）中には、これに沿うかのような部分もあるものの、その内容は、極めてあいまいなものに終始しているものといわざるを得ない上、後記cのようなA社の総勘定元帳における帳簿処理とも食い違っており、さらに、上記主張を裏付けるような客観的証拠も何ら提出されていないことに照らし、採用することができない。

c 次に、前記a(b)の原告の主張について検討すると、確かに、A社は、平成19年3月期の総勘定元帳において、同社が、①平成18年12月26日、B社から1億3000万円を借り入れ、②平成19年3月31日、平成18年3月期において亡乙から借り入れた合計1億1800万円（本件A債権）を返済した旨の帳簿処理をしている（乙53・2枚目）。

ところで、A社の平成19年3月期の総勘定元帳には、同社が、同期において、上記①以外の高額の借入れをした旨の記載はなく（乙53・2枚目）、また、同期の決算報告書に照らせば、当時、同社において、上記①の借入金以外に本件A債権を返済するだけの資金を有していたものとは認め難い（乙35の6・2及び3枚目）。そして、前記ア(イ)で述べたB社の資力等の状況に照らせば、同社がA社に対して上記①の貸付けをしたとすれば、その資金は丙貸付金以外には考え難いというべきところ、前記アのとおりに丙貸付金の存在はこれを認めるに足りないものというべきであるから、A社の帳簿に記載された上記①の借入れの事実も認め難いものというほかなく、上記②の返済の事実もまた認めることができないものというべきである。したがって、前記a(b)の原告の主張も、採用することができない。

(イ) また、原告は、別件訴訟における丙らの主張を引用して、丙においては、A社において30年間無報酬で働いており、未払の給与債権と本件A債権とを相殺したなども主張する（別紙6「争点に関する当事者の主張の要点」第1の1(2)イ②）が、別件訴訟における丙の供述（甲6）を見ても、上記のような相殺に言及した部分は見当たらない上、上記のような未払の給与債権の存在を認めるに足りる客観的な証拠も全くないから、原告の上記主張は、採用することができない。

(ウ) さらに、原告は、別件訴訟における丙らの主張を引用して、亡乙の死亡により、その相続人の1人である原告には、亡乙のA社の無限責任社員としての責任も相続され、無限責任社員としての債務も承継されるから、原告は、A社に対し、本件A債権に係る貸金請求をすることはできないとも主張する（別紙6「争点に関する当事者の主張の要点」第1の1(2)ウ）。

しかし、会社法607条は、合資会社等の持分会社の社員が死亡した場合には退社する旨規定し、その場合には、原則として、同法611条により、当該死亡した社員の持分は払い戻されることになるのであって、相続人は、死亡した社員の持分払戻請求権を相続により承継するが、死亡した社員たる地位は、当然にはその相続人に相続承継されないもの

というべきであり、本件においてこれに対する例外の場合に該当するというべき事情の存在を認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は、その前提において失当というべきである。

- (エ) 以上に述べたところに加えて、①A社の代表社員であり本件共同相続人らの1人でもある丙が、本件相続税調査の際に本件A債権の存在を認める趣旨の供述をしていること（乙51）、②同社においても、平成19年3月期分及び平成20年3月期の法人税につき、前記(ア) cにおいて述べたところに沿う内容の修正申告をしていること（乙59の1・2）、③前記(ア)～(ウ)において検討したところ以外に、本件相続の開始時点までの間に、本件A債権が消滅したり、亡乙から第三者に譲渡されたりしたことを示す事情の主張、立証はないことも併せ考慮すれば、本件A債権は、亡乙の相続財産となっていたものというべきである。

なお、本件相続において、本件A債権の価額は、その取得の時、すなわち本件相続の開始時点の時価によって評価すべきものであるところ（相続税法22条）、A社は、平成●年●月●日の成立以降、継続して営業をし、継続的に一定以上の売上げを計上しており、その財務内容や、所有していた不動産に担保権を設定することなく経営が継続されていたことなども考慮すれば、本件相続の開始時点において、同社につきいわゆる倒産手続が開始されるような状況にはなく、また、本件A債権の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる状況にあったともいい難いから（乙31の1・2、乙35の1～7、乙36の1・2）、本件相続の開始時点における本件A債権の時価は、少なくともその元本の額と同額の1億1800万円であるものと認めるのが相当である（評価通達204及び205参照）

ウ 本件C債権について

- (ア) 原告は、別件訴訟における丙らの主張を引用して、C社は、丙からの2300万円の借入金を原資としてこれを返済した旨主張する。そして、C社は、平成19年3月期の総勘定元帳において、①丙が、同社に対し、平成18年9月9日、S物件の取得資金として2195万円を貸し付け、②丙が、同社に対し、平成19年3月31日、新たに2300万円を貸し付け、③同日、上記①の2195万円の借入金を返済したとする処理をしている（乙40・1～4枚目）。
- (イ) しかし、①前記(1)ウにおいて述べたとおり、C社のためにS物件の取得代金を出捐したのは亡乙であって、平成19年3月期の同社の総勘定元帳に記載された前記(ア)①の丙からの借入金は、架空のものであり、②そうである以上、この借入金についての前記(ア)③の返済の事実も認め難いものというほかない（なお、丙には、同日当時、前記(ア)②のような貸付けをすることができるだけの預貯金の残高もなかった〔乙43〕。）。したがって、前記(ア)のような原告の主張は、採用することができない。
- (ウ) 以上に述べたところに加えて、①C社の取締役であり本件共同相続人らの1人でもある丙が、本件相続税調査の際に本件C債権の存在を認める趣旨の供述をしていること（乙51）、②同社においても、平成20年3月期の法人税につき、前記(イ)において述べたところに沿う内容の修正申告をしていること（乙58）、③前記(ア)及び(イ)において検討したところ以外に、本件相続の開始時点までの間に、本件C債権が消滅したり、亡乙から第三者に譲渡されたりしたことを示す事情の主張、立証はないことも併せ考慮すれば、本件

C債権は、亡乙の相続財産となっていたものというべきである。

なお、本件相続において、本件C債権の価額は、その取得の時、すなわち本件相続の開始時点の時価によって評価すべきものであるところ（相続税法22条）、C社は、平成●年●月●日の成立後、本件相続が開始するまで一定以上の売上げを計上しており（乙45の1・2）、平成20年3月期については、上記②の修正申告の結果、利益が出ていること（乙45の3・3枚目の損益計算書において当期純損失が176万3000円とされているところ、上記修正申告により、乙58・2枚目の「売上計上もれ」欄の382万2000円が売上げに加算され、「支払利息の否認」欄の115万円が支払利息から減算されることになる結果、同期の損益については、利益が計上されることになる。）などからすれば、本件相続の開始時点において、同社につきいわゆる倒産手続が開始されるような状況にはなく、また、本件C債権の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる状況にあったともいい難いから、本件相続の開始時点における本件C債権の時価は、少なくともその元本の額と同額の2350万円であるものと認めるのが相当である（評価通達204及び205参照）。

(3) 小括

以上からすれば、本件各関係法人債権は、本件相続の開始当時において、いずれも亡乙の相続財産となっていたものというべきである。

2 原告が亡乙から本件贈与を受けたか否か（争点2）について

(1) 亡乙名義の預金口座から出金された金員が本件原告普通預金口座に入金されたこと

後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、①平成17年9月21日午前10時11分、亡乙・M口座から1500万円が出金され（乙61）、②同日午前10時26分、本件原告普通預金口座にこれと同額の1500万円が入金されたこと（乙62）、③平成18年3月22日午前11時23分、亡乙・Q信用組合口座から1500万円が出金され（乙63）、④同日午後零時1分、本件原告普通預金口座にこれと同額の1500万円が入金されたこと（乙64）、⑤これらの取引当時、U銀行高円寺支店、Q信用組合高円寺支店及びT銀行高円寺支店は、それぞれ、徒歩でも数分で移動することができる場所に所在していたこと（乙93）が認められ、これらの事実、⑥本件において、上記①及び③のとおり亡乙・M口座及び亡乙・Q信用組合口座から出金された金員が、上記②及び④の本件原告普通預金口座への入金以外に用いられたことをうかがわせるような事情は何ら見当たらないこと、⑦本件原告普通預金口座において、平成17年9月21日から平成18年4月19日までの間に、上記②及び④の入金及び後記(2)アの出金以外に大口の出入金があったような事情をうかがわせる証拠も見当たらないことを併せ考慮すれば、上記②及び④の本件原告普通預金口座への入金は、上記①及び③のとおり亡乙・M口座及び亡乙・Q信用組合口座から出金された金員を原資とするものであり、後記(2)アの各出金がされる直前の本件原告普通預金口座の預金残高3000万0602円（乙80）は、専ら上記②及び④の入金によるものであると認めるのが相当である（なお、原告は、被告が乙62及び乙64を原告作成の文書として提出していることを前提としてその成立を否認する旨の陳述をしたものと解されるが、被告はこれらの書証を原告作成の文書として提出しているものではないから〔被告平成23年7月15日付け証拠説明書、被告準備書面(4)第3の3・37頁〕、原告の上記陳述はその前提を欠くものというべきである。）。

(2) 平成18年4月19日に本件原告普通預金口座から出金された金員の移動状況等

ア 本件原告普通預金口座からは、原告の提出に係る本件贈与税申告書（乙2）の「財産を取得した年月日」と同日である平成18年4月19日、①2700万円（出金時間・午前11時47分。乙81、乙94〔いずれも原告の署名部分を除く。以下(2)において同じ。〕）及び②300万円（出金時間・午後零時48分。乙82、乙95）がそれぞれ出金されているところ、これらの各出金は、原告がその当時居住していたとする国立市内（原告本人）に所在するT銀行国立支店においてされたものである（甲17の1～3、乙80～乙82、乙94、乙95）。

イ(ア) 原告は、平成18年3月27日、V証券に対してV証券申込書を提出して同社との取引を始めたものであるところ（なお、原告は、同申込書の「ご住所」欄に、原告に係る本人確認書類として用いられた自動車運転免許証に住所として記載されている東京都杉並区を原告の住所として記載している。）、前記ア①の2700万円の出金から27分後の平成18年4月19日午後零時14分、M銀行国立駅前支店において、本人確認書類としてパスポートを用いて、自ら、依頼人を原告、受取人をV証券として、2720万円の振込みをした（乙83、乙84、乙89、乙94、原告本人）。

(イ) ところで、①W税理士を代理人と定める旨の税務代理権限証書（乙87）及びV証券申込書（乙84）は原告が作成したものである（原告本人）ところ、これらの書面に顕出されている原告の印章による印影と前記ア①の2700万円の出金伝票（乙94。なお、これは、乙81の原本についてのより鮮明な写しである。）に係る払戻請求印の印影とを対照すると、極めて類似しているものと認められる。②また、平成18年4月19日当時、T銀行国立支店及びM銀行国立駅前支店は、徒歩でも数分で移動できる程度の位置関係にあったものである（乙96）。

ウ ①前記ア②の300万円の出金は、前記イ(ア)のとおり原告自身がしたV証券宛ての振込みの手続から34分後の平成18年4月19日午後零時48分に、T銀行国立支店において、本件原告普通預金口座からの振替出金手続としてされたものであるところ（乙82、乙95〔いずれも原告の署名部分を除く。以下(2)において同じ。〕）。その際には、原告に係る本人確認書類としてパスポートが用いられた〔乙82、乙95〕。）、②その4分後の同日午後零時52分にT銀行高円寺支店の本件原告定期預金口座へ同額が振替入金された（乙85〔原告の署名部分を除く。以下(2)において同じ。〕）。③そして、上記②の振替入金により形成された本件原告定期預金口座の300万円の定期預金は、同年7月26日に解約されたものであるが、その際には、原告に係る本人確認書類として自動車運転免許証が用いられたものであり（乙88）、④上記③の上記②300万円の払戻請求書（乙82、乙95）の払戻請求印欄に顕出されている印影と、乙94と同様、原告の作成に係る税務代理権限証書（乙87）及びV証券申込書（乙84）に顕出されている原告の印章による印影とを対照すると、極めて類似しているものと認められる。

(3) 本件相続開始後の原告の行動

①原告は、平成21年3月26日、原告が乙から平成18年4月19日に1973万1705円の贈与（本件贈与）を受けた旨の本件贈与税申告書を提出したものであるところ（前提事実(5)イ）、②原告は、本件決定処分についての異議申立て及び審査請求の手続や、本件訴えの訴状においても、本件贈与を受けたことを否認する趣旨の主張はしていなかったものであって（甲1、甲2、乙8、乙9、当裁判所に顕著な事実）、③本件において原告が本件贈与を受け

たことを否認する旨の主張を始めたのは、本件訴えの提起から6か月以上が経過した後の平成23年7月4日に当裁判所にファクシミリを利用して提出された同日付け準備書面においてである上、その主張は、被告から、答弁書において、本件決定処分のうち本件贈与に係る財産の価額を相続税の課税価格に加算している部分についても違法であるとして争う趣旨であるのかにつき釈明を求められたことを受けてされるに至ったものである（当裁判所に顕著な事実）。

(4) 原告の主張について

ア 原告は、本件贈与税申告書を提出したのは、代理人であったW税理士から、どのみち相続税がかかってくるのであり、贈与税を納めておけば、その分相続税額が減るので実際同じであるし、贈与を否認しても現時点では無理であるから、後に不服申立てをすると説得され、また、税務署からは、本件相続税につき無申告なので財産を差し押さえると脅されたためであり、本件贈与を受けたことを認めたわけではないなどと主張し、原告の供述等（甲15、原告本人）にもこれに沿う部分がある。

しかし、①税務の専門家であるW税理士が上記のような発言をすることや、原告が本件相続に係る申告をしておらず、納税義務が確定していない状況下において税務署職員が上記のような発言をすることは、そもそもにわかには考え難い上、②前記(4)②及び③のような原告の態度に照らしても、上記主張のような経過で本件相続税に係る申告がされたものとは認め難いものというべきであって、原告の上記主張は、採用することができない。

イ また、原告は、別件訴訟において、丙は、亡乙はいわゆる税金対策で会社の財産を自分の財産としていた旨を主張しているところ、本件原告普通預金口座も、そのような目的で開設され、金員の移転に用いられた可能性が高い旨主張するが、本件において、そのような事情を認めるに足る証拠はない。

ウ その他、原告がるる主張するところも、前記(1)～(3)において述べたところに照らし、採用することができない。

(5) 小括

以上に述べたところを総合すれば、本件原告普通預金口座からの前記(2)ア①及び②の各出金は原告によってされたものと認められ（乙81、乙82、乙85、乙94及び乙95の原告作成部分も真正に成立したものというべきである。）、遅くとも平成18年4月19日までは、原告が本件原告普通預金口座の管理及び運用の主体となり、そこから生ずる利益も原告に帰属することとなっていたものというべきである。そうすると、前記(2)アの各出金がされる直前の本件原告普通預金口座の預金残高3000万0602円のうち少なくとも原告が本件贈与税申告書において亡乙からの贈与として申告した額である1973万1705円については、平成18年4月19日までに、原告が亡乙から贈与（本件贈与）を受けたものと認めるのが相当である。

3 本件決定処分が本件公正証書遺言により本件相続に係る原告以外の相続人が取得した不動産を原告の相続税につき課税対象としたことの誤りをいう原告の主張の当否（争点3）について

相続税法においては、まず、同一の被相続人から相続により財産を取得した相続人について、それぞれ、取得した財産の価額に関し、債務控除（同法13条）及び相続開始前3年以内に贈与があった場合の当該贈与により取得した財産の価額の相続税の課税価格への加算（同法19条）をして各相続人に係る相続税の課税価格を算出し、各課税価格を合計（別紙5「本件決定処分等

の根拠等に関する被告の主張」第1の1(1)の4億2222万7000円)した上で、各相続人が法定相続分に応じて財産を取得したものとした場合におけるその各取得金額(同別紙第1の1(2)イ)に、相続税の税率を乗じて得た金額を合計して相続税の総額(同別紙第1の1(2)ウの8589万円)を算出し、その後、相続税の総額に対して、上記の課税価格の合計額に各相続人に係る上記の課税価格の金額が占める割合(別表1順号21)を乗じて、各相続人ごとの相続税額を算出するとの仕組みがとられている(同法16条、17条参照)。すなわち、同法においては、各相続人の相続税額を算出するには、各相続人に係る相続税の課税価格を合計する必要がある、自ら取得していない財産の価額も算定しなくてはならない。そして、本件決定処分においては、原告は本件公正証書遺言の対象とされた不動産を取得していないものとして、原告の納税すべき相続税額が算出されているところである(別紙5の第1の1(1)イ、別表1順号1及び2の原告欄参照)。なお、本件においては、未分割財産があるので、相続税法55条に基づき各人に係る相続税の課税価格が計算されることは、同別紙第1の1(1)における被告の主張のとおりである。

争点3に関する原告の主張は、以上のような相続税法の仕組みに照らし、その前提を欠くものというほかなく、失当であることが明らかである。

4 本件決定処分が亡乙の死亡による保険金につき相続税法3条1項1号に規定する割合に相当する部分の計算をしていないことの誤りをいう原告の主張の当否(争点4)について

(1) 本件共同相続人らが取得することとなる保険金

前提事実(3)ウのとおり、亡乙の死亡により、①原告は、本件D生命保険契約に係る保険金の33%である1624万0989円を取得し、②訴外相続人らは、本件D生命保険契約に係る保険金の66%及び本件E生命保険契約に係る保険金の合計額である6726万3762円を取得したものである。

(2) 相続税法3条1項1号により本件相続により取得したものとみなされる保険金

前提事実(3)のとおり、本件D生命保険契約及び本件E生命保険契約のいずれについても、亡乙の死亡の時までに払い込まれた保険料の全額を同人が負担していたものと認められるから、相続税法3条1項1号の規定に基づき、上記各契約の保険金については、いずれも、その全額が本件相続により取得したものとみなされることとなる。そうすると、原告及び訴外相続人らが取得したものとされる上記保険金に係るみなし相続財産の価額は、合計8350万4751円(①原告・1624万0989円、②訴外相続人ら・6726万3762円)となる。

(3) 相続税法12条1項5号口の規定により非課税とされる金額

本件相続においては、被相続人の相続税法15条2項に規定する相続人の数は「3」であるから、保険金の非課税限度額は1500万円(500万円×3)となる(同法12条1項5号)。また、亡乙の全ての相続人(本件共同相続人ら)が本件相続により取得したものとみなされる保険金の金額は、前記(2)のとおり8350万4751円であり、保険金の非課税限度額1500万円を超えるため、本件相続では、同法12条1項5号口の規定により算出した金額が非課税として相続税の課税価格に算入されないこととなる。

そうすると、本件共同相続人らが本件相続により取得したものとみなされる保険金のうち非課税となる金額は、非課税限度額1500万円に、保険金合計8350万4751円のうち原告が取得した1624万0989円又は訴外相続人らが取得した6726万3762円の占める割合を乗じてそれぞれ算出した各金額となり、①原告が291万7377円(1500万円×1624万0989円/8350万4751円)、②訴外相続人らが1208万2623

円（1500万円×6726万3762円／8350万4751円）となる。

(4) 本件相続税の課税価格に算入される亡乙の保険金に係るみなし相続財産の価額

以上のとおりであるから、本件相続税の課税価格に算入される亡乙の保険金に係るみなし相続財産の価額は、①原告については、前記(2)①の1624万0989円から前記(3)①の非課税金額291万7377円を控除した後の1332万3612円となり、②訴外相続人らについては、前記(2)②の6726万3762円から前記(3)②の1208万2623円を控除した後の5518万1139円となり、本件において被告が主張するところ（別紙5「本件決定処分等の根拠等に関する被告の主張」第1の1(1)ウ、別表1順号10、別表11順号1及び2）と同額となる。したがって、争点4に係る原告の主張は、採用することができない。

5 原告が本件相続に係る相続税の申告をしなかったことにつき通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」があるか否か（争点5）について

(1) 原告は、①亡乙とはほとんど交流がなく疎遠であり、丙についても憎悪を抱くに至っていたため全く交流がなく、丁についても、原告に対して本件相続に関することを全く知らせず、法定の期間内に原告が相続税の申告をすることを妨害していたものであって、原告においては、亡乙の遺産の内容を全く知らず、知り得る状況にもなかった、②原告においては、日頃、亡乙から、「財産は全部長男に取られてしまっ、残った財産はない。」と繰り返し聞かされており、丙からも、亡乙の葬儀の際、「相続についてはこちらでやっているの、何もやらなくていい。」と言われていたのであって、本件相続税に係る申告をしなければならないなどとは考えもつかなかったなどと主張し、原告の供述等（甲15、原告本人）にもこれに沿う部分がある。

(2) しかし、①前記(1)のような原告の主張及び供述等は、一方で亡乙とはほとんど交流がなく疎遠であったとしながら、他方で亡乙から日頃繰り返しその財産に関わる話を聞いていたなどとする点において、その整合性自体に疑問があるものといわざるを得ない上、②前記2において述べたとおり、原告は、亡乙から2000万円近い本件贈与を受けたものと認められること、③平成19年5月4日、丙から本件公正証書の存在を聞き、原告の知人である司法書士が同月10日に作成されたその謄本を取り寄せ、本件相続税に係る法定申告期限内である同月下旬にはこれを入手してその内容を確認していたところ（甲4、乙5、乙6、原告本人）、本件公正証書に記載された亡乙の遺産である不動産の評価額は、本件相続の遺産に係る基礎控除額8000万円（別表1順号16の「合計額」欄の金額）を上回っていること（弁論の全趣旨。別表1順号1及び2参照）、④原告の供述等（甲15、原告本人）を見ても、原告において、本件相続の開始後に、亡乙の相続財産について真しに調査を行ったものとは到底いい難いことに照らせば、原告において、法定の申告期限内に本件相続税に係る申告をすることが期待できない真にやむを得ない事情があったものとは認め難い。したがって、本件において、原告から期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」があったものとはいえないものというべきである。

6 本件決定処分等の適法性について

これまで述べたところ及び弁論の全趣旨によれば、本件決定処分等（平成21年10月23日付けの本件異議決定による一部取消し後のもの。）は、別紙5「本件決定処分等の根拠等に関する被告の主張」のとおり、いずれも適法なものと認められる。

7 結論

以上の次第であって、原告の各請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、

主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 田中 一彦

裁判官塚原洋一は、転補のため、署名押印をすることができない。

裁判長裁判官 八木 一洋

関係法令の定め

1 相続税法の定め

(1) 相続税の納税義務者

相続税法1条の3は、相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有するもの（同条1号）は、相続税を納める義務がある旨などを定めている。

(2) 相続税の課税財産の範囲

相続税法2条1項は、同法1条の3第1号等の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する旨を定めている。

(3) 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合

相続税法3条1項は、①次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす旨（前段）及び②この場合において、その者が相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。同法15条、16条、19条の2第1項、19条の3第1項、19条の4第1項及び63条の場合並びに「第15条第2項に規定する相続人の数」という場合を除き、以下同じ。）であるときは当該財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈により取得したものとみなす（後段）旨を、それぞれ定めている。

1号 被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の保険金（共済金を含む。以下同じ。）又は損害保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の保険金（偶然的事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。）を取得した場合においては、当該保険金受取人（共済金受取人を含む。以下同じ。）について、当該保険金（相続税法3条1項2号に掲げる給与及び同項5号又は6号に掲げる権利に該当するものを除く。）のうち被相続人が負担した保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

その余の号（省略）

(4) 相続税の課税価格

相続税法11条の2第1項は、相続又は遺贈により財産を取得した者が同法1条の3第1号等の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする旨を定めている。

(5) 非課税財産

相続税法12条1項は、同項各号に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない旨を規定している。

5号 相続人の取得した相続税法3条1項1号に掲げる保険金（同法12条1項4号に掲げるものを除く。以下同項5号において同じ。）については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ又はロに定める金額に相当する部分

イ 相続税法3条1項1号の被相続人の全ての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が500万円に当該被相続人の同法15条2項に規定する相続人の数を乗じて算出

した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額

ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうちに当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

その余の号 （省略）

(6) 遺産に係る基礎控除

ア 相続税法 15 条 1 項は、相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格（同法 19 条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。同法 16 条から 18 条まで及び 19 条の 2 において同じ。）の合計額から、5000 万円と 1000 万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する旨を定めている。

イ 相続税法 15 条 2 項は、同条 1 項の相続人の数は、同項に規定する被相続人の民法第 5 編第 2 章（相続人）の規定による相続人の数（当該被相続人に養子がある場合の当該相続人の数に算入する当該被相続人の養子の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める養子の数に限るものとし、相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人の数とする。）とする旨を定めている。

1 号 当該被相続人に実子がある場合又は当該被相続人に実子がなく、養子の数が 1 人である場合 1 人

2 号 当該被相続人に実子がなく、養子の数が 2 人以上である場合 2 人

(7) 相続税の総額

相続税法 16 条は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該被相続人の同法 15 条 2 項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法 900 条（法定相続分）及び 901 条（代襲相続人の相続分）の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額（当該相続人が、1 人である場合又はない場合には、当該控除した金額）につきそれぞれその金額を次の表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする旨を定めている。

1000 万円以下の金額	100 分の 10
1000 万円を超え 3000 万円以下の金額	100 分の 15
3000 万円を超え 5000 万円以下の金額	100 分の 20
5000 万円を超え 1 億円以下の金額	100 分の 30
1 億円を超え 3 億円以下の金額	100 分の 40
3 億円を超える金額	100 分の 50

(8) 各相続人等の相続税額

相続税法 17 条は、相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税額は、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の総額に、それぞれこれらの事由により財産を取得した者に係る相続税の課税価格が当該財産を取得した全ての者に係る課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額とする旨を定めている。

(9) 相続開始前 3 年以内に贈与があった場合の相続税額

相続税法 19 条 1 項は、相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前 3 年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産（同法 21 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、21 条の 3 及び 21 条の 4 の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの〔同法 19 条 2 項に定める特定贈与財産を除く。〕に限る。以下、同条及び同法 51 条 2 項において同じ。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、同法 15 条から 18 条までの規定を適用して算出した金額（当該贈与により取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額〔同法 21 条の 8 の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。〕として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）をもって、その納付すべき相続税額とする旨を定めている。

(10) 評価の原則

相続税法 22 条は、同法第 3 章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による旨を定めている。

(11) 相続税の申告書

相続税法 27 条 1 項は、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で同法 21 条の 9 第 3 項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下同法 27 条において同じ。）により財産を取得した者及び当該被相続人に係る相続時精算課税適用者は、当該被相続人からこれらの事由により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格（同法 19 条又は 21 条の 14 から 21 条の 18 までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格（同法 19 条又は 21 条の 14 から 21 条の 18 までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）に係る同法 15 条から 19 条まで、19 条の 3 から 20 条の 2 まで及び 21 条の 14 から 21 条の 18 までの規定による相続税額があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内（その者が通則法 117 条 2 項の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない旨を定めている。

2 通則法の定め

(1) 期限内申告

- ① 通則法 17 条 1 項は、申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない旨を定めており、
- ② 同条 2 項は、同条 1 項の規定により提出する納税申告書を期限内申告書という旨を定めている。

(2) 決定

通則法 25 条本文は、税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する旨を定めている。

(3) 無申告加算税

通則法 66 条 1 項は、①同項各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき同法 35 条 2 項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課するが（本文）、②期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない（ただし書）旨を定めている。

1 号 期限後申告書の提出又は通則法 25 条の規定による決定があった場合

2 号 （省略）

以 上

別紙 2 及び 3 並びに別表 1 から 1 4 まで 省略

(別紙4) 課税処分等の経緯

(単位:円)

順 号	区 分	年 月 日	課 税 価 格	納付すべき税額	無申告加算税
1	決 定 処 分 等	平成21年5月29日	131,572,000	19,761,500	3,927,000
2	異 議 申 立 て	平成21年7月23日	59,094,018	503,200	0
3	異 議 決 定	平成21年10月23日	131,231,000	19,629,600	3,899,000
4	審 査 請 求	平成21年11月20日	59,094,018	503,200	0
5	裁 決	平成22年11月5日	棄却		

(注1) 順号1「決定処分等」欄及び順号3「異議決定」欄における課税価格は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) 納付すべき税額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注3) 順号2「異議申立て」欄及び順号4「審査請求」欄の各金額は、それぞれ異議申立て及び審査請求において原告が求めている金額である。

(別紙5)

本件決定処分等の根拠等に関する被告の主張

第1 本件決定処分の根拠及び適法性

1 本件決定処分の根拠

被告が本件訴えにおいて主張する原告に係る本件相続税の課税価格及び納付すべき相続税の額は、別表1「課税価格等の計算明細表」に記載したとおりであり、その計算根拠の詳細は、次のとおりである。

(1) 課税価格の合計額(別表1順号15の「合計額」欄の金額)

4億2222万7000円

上記金額は、本件共同相続人らに係る相続税の課税価格の合計額であり、それぞれ、下記アの未分割財産の各価額(別表1順号8の各人の金額)に、下記イの分割済財産の各価額(別表1順号9の各人の金額)及び相続税法3条の規定に基づき本件共同相続人らが取得したものとみなされる下記ウの財産の各価額(別表1順号10の各人の金額)をそれぞれ加算した金額から、本件共同相続人らが本件相続により亡乙から承継することとなる下記エの債務及び葬式費用の各金額(別表1順号12の各人の金額)を控除し、さらに、同法19条の規定により下記オの贈与財産の価額(別表1順号14の「原告」欄の金額)を加算した金額につき、通則法118条1項の規定により、本件共同相続人ら各人ごとに1000円未満の端数を切り捨てた後の以下の各金額(別表1順号15の各人の金額)の合計額である。

原告に係る相続税の課税価格

1億3123万1000円

訴外相続人らに係る相続税の課税価格

合計2億9099万6000円

ア 未分割財産の価額(別表1順号8の「合計額」欄の金額)

2億4839万5540円

相続税法55条は、相続により取得した財産の全部又は一部が共同相続人によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産(未分割財産)については、各共同相続人が原則として民法(第904条の2を除く。)の規定による相続分の割合に従って当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算する旨を規定しているところ、ここにいう「民法(第904条の2を除く。)の規定による相続分」とは、民法900条から903条までに規定する相続分をいう(相続税法基本通達〔昭和34年1月28日付け直資10国税庁長官通達。ただし、平成19年5月25日付け課資2-5・課審6-3による改正前のもの。以下「基本通達」という。〕55-1参照。乙10)。すなわち、遺産の一部の分割がされ、残余が未分割である場合には、各共同相続人は、他の共同相続人に対し、遺産全体に対する自己の相続分に応じた価格相当分から、既に分割を受けた遺産の価格を控除した価格相当分についてその権利を主張することができるものと解され、これを受けて、相続税法55条は、相続税の申告又は課税をする場合において、遺産の全部又は一部が分割されていないときは、未分割の遺産について、上記の権利の主張をすることができる価格相当分の遺産を取得したものとして課税価格を計算するものとしている。

本件相続においては、土地及び家屋・構築物(別表1順号1及び2)が分割済財産であり、有価証券、現金・預貯金等、家庭用財産及びその他の財産(別表1順号3ないし6)が未分割財産である。

そうすると、本件相続に係る未分割財産について本件共同相続人らの各課税価格の計算に当たり本件共同相続人らがそれぞれ取得したものとして計算する未分割財産の価額は、⑦本件相続により本体共同相続人らが取得する財産の価額の合計額 3 億 4 3 3 7 万 5 1 3 3 円（別表 1 順号 7 の「評価額」欄の金額、別表 2 順号 1 の「合計額」欄の金額）に、民法 9 0 3 条 1 項の特別受益の価額 1 9 7 3 万 1 7 0 5 円（別表 1 順号 1 4 の「原告」欄の金額、別表 2 順号 2 及び 6 の「原告」欄の金額。乙 2 の①の金額）を加算した金額 3 億 6 3 1 0 万 6 8 3 8 円（別表 2 順号 3 の「合計額」欄の金額）を相続財産の金額とみなし、④当該金額に、同法 9 0 0 条 4 号に規定する本件共同相続人らの相続分の割合（別表 1 順号 1 8 の各割合、別表 2 順号 4 の各割合）を乗じて算出された各金額（別表 2 順号 5 の各人の金額）から、分割済財産の価額（別表 2 順号 7 の金額）及び特別受益の額（別表 2 順号 6 の金額）を控除した後の各価額（別表 2 順号 8 の各人の金額）となる。そして、本件共同相続人ら各人ごとの未分割財産の価額が未分割財産の価額の合計額に占める割合（別表 2 順号 9 の各人の割合）を、未分割財産の評価額（別表 1 順号 8 「評価額」欄の金額）に乘じることによって算出したのが次の各金額（別表 1 順号 8 の各人欄）で、この合計が、標記の未分割財産の価額 2 億 4 8 3 9 万 5 5 4 0 円である（別表 1 順号 8 の「合計額」欄の金額）。なお、上記の取得財産の価額の計算過程は、別表 3 ないし 1 3 のとおりである。

原告 1 億 0 1 3 0 万 3 8 9 8 円

訴外相続人ら 1 億 4 7 0 9 万 1 6 4 2 円

イ 分割財産の価額（別表 1 順号 9 の「合計額」欄の金額）

9 4 9 7 万 9 5 6 4 円

上記の金額は、本件公正証書遺言及び本件自筆証書遺言に基づき本件各相続人に名義変更された財産（別表 1 順号 1 及び 2）の価額である（別表 1 順号 9 の「合計額」欄の金額）。

原告 0 円

訴外相続人ら 9 4 9 7 万 9 5 6 4 円

ウ みなし相続財産の価額（別表 1 順号 1 0 の「合計額」欄の金額）

6 8 5 0 万 4 7 5 1 円

上記の金額は、相続税法 3 条 1 項 1 号の規定により本件共同相続人らが本件相続により取得したものとみなされる保険金の金額から同法 1 2 条 1 項 5 号ロの規定により非課税とされる金額を控除した後の金額である（別表 1 1 順号 1 及び 2）。

原告 1 3 3 2 万 3 6 1 2 円

訴外相続人ら 5 5 1 8 万 1 1 3 9 円

エ 債務及び葬式費用の金額（別表 1 順号 1 2 の「合計額」欄の金額）

9 3 8 万 2 7 2 7 円

上記の金額は、亡乙が負担すべき公租公課等の債務の金額及び亡乙の死亡に伴う葬式費用の金額の合計額（別表 1 2 順号 7）であり、本件共同相続人らの各人が負担すべき金額は、以下のとおり、民法 9 0 0 条 4 号に規定する法定相続分を乗じた金額である（別表 1 順号 1 2 の各人欄）。

原告 3 1 2 万 7 5 7 5 円

訴外相続人ら 6 2 5 万 5 1 5 2 円

オ 原告の受贈財産の価額（別表 1 順号 1 4 の「原告」欄の金額）

1973万1705円

上記の金額は、原告が亡乙から本件相続開始前3年以内に贈与を受けた財産（本件贈与に係る財産）の金額であり、相続税法19条1項の規定により、本件相続税の税額の計算において、課税価格に算入される金額である。これは、原告が立川税務署長に提出した本件贈与税申告書（乙2）の①の金額と同額である（別表1順号14「原告」欄）。

(2) 納付すべき相続税額（別表1順号24の「原告」欄の金額）

1962万9600円

上記の金額は、本件相続に係る原告の納付すべき相続税額であり、相続税法15条ないし17条及び19条1項の各規定に基づき、次のとおり計算した金額である。

ア 課税遺産総額（別表1順号17の「合計額」欄の金額）

3億4222万7000円

上記の金額は、前記(1)における課税価格の合計額4億2222万7000円から、相続税法15条の規定による遺産に係る基礎控除額を控除した金額である。遺産に係る基礎控除額は、5000万円と1000万円に被相続人の法定相続人の数を乗じて得た金額の合計額であるところ、亡乙の法定相続人の数は3人であるから、5000万円+1000万円×3人=8000万円となる（別表1順号16の「合計額」欄の金額）。

イ 法定相続分に応ずる取得金額（別表1順号19の各金額）

原告（法定相続分3分の1）

1億1407万5000円

訴外相続人ら（法定相続分各3分の1）

2億2815万0000円

上記の各金額は、相続税法16条の規定により、上記アの金額に本件共同相続人ら各人の法定相続分に相当する割合をそれぞれ乗じて算出した金額であり、基本通達16-3（乙10）の定めにより、各人ごとに1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

ウ 相続税の総額（別表1順号20「合計額」欄の金額）

8589万0000円

上記の金額は、前記イの各金額に、それぞれ相続税法16条に定める税率を乗じて算出した金額（別表1順号20の各人の金額）の合計額である。

原告

2863万0000円

訴外相続人ら

5726万0000円

エ 原告の算出相続税額（別表1順号22の「原告」欄の金額）

2669万5191円

上記の金額は、相続税法17条の規定により、前記ウの金額に、前記(1)の原告の課税価格が前記(1)の課税価格の合計額に占める割合（別表1順号21の「原告」欄の割合）を乗じて算出した金額である。

オ 原告の税額控除額（別表1順号23の「原告」欄の金額）

706万5500円

上記の金額は、相続税法19条1項の規定により、原告の納付すべき相続税額の計算上控除する贈与税の金額であり、本件贈与に係る原告の平成18年分の贈与税の納付税額と同額である（乙2の⑬の金額）。

カ 原告の納付すべき相続税額（別表1順号24の「原告」欄の金額）

1962万9600円

上記の金額は、前記エの原告の算出相続税額から、前記オの税額控除額を控除した後の金額（ただし、通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

２ 本件決定処分 of 適法性

被告が本件訴えにおいて主張する本件相続に係る原告の納付すべき相続税額は、前記１（２）カのとおりであるところ、本件決定処分（ただし、本件異議決定により一部を取り消された後の本件相続税に係る決定処分。以下本別紙において同じ。）における原告の納付すべき相続税額（甲１の別紙・１４頁の表３「課税標準及び納付すべき税額の計算」の「申立人」欄の⑮「納付すべき相続税額」）は、これと同額であるから、本件決定処分は適法である。

第２ 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

上記第１の２で述べたとおり、本件決定処分は適法であるところ、原告は、本件相続税の税額について、相続税法２７条１項の規定による法定申告期限までに申告しなかったものであり、また、原告が法定申告期限までに相続税申告書の提出をしなかったことについて、通則法６６条１項ただし書に規定する「正当な理由」は見当たらない。

したがって、原告には、通則法６６条１項１号及び２項の規定により、本件決定処分により納付すべきこととなった税額（同法１１８条３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に１００分の１５の割合を乗じて計算した金額（納付すべき税額が５０万円を超える部分の税額については、当該税額に１００分の５の割合を乗じて計算した金額を加算した金額）に相当する無申告加算税が課されることとなる。

そこで、原告に課される無申告加算税の額は、別表１４に記載したとおり、３８９万９０００円となるところ、本件賦課決定処分における原告の納付すべき無申告加算税の額（ただし、本件異議決定により一部を取り消された後のもの。甲１別表の（３）「加算税」⑤⑥欄の金額・３枚目）は、これと同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

以 上

争点に関する当事者の主張の要点

第1 本件各関係法人債権の存否（争点1）について

1 原告の主張の要点

原告は、本件各関係法人に一切関与しておらず、本件各関係法人債権の存否についても全く知らないところ、別件訴訟において、丙らは、以下のとおり、本件各関係法人債権の存在を否定する主張をしている。本件各関係法人が本件各関係法人債権の存在を否定している以上、その存在を前提とする本件決定処分は違法である。

(1) 本件B債権について

丙らは、本件B債権の発生は認めているものの、B社は、平成19年3月31日、丙からの1億8000万円の借入れを原資としてこれを返済した旨主張している。

(2) 本件A債権について

ア 丙らは、本件A債権について、A社が、亡乙に対し、平成19年3月31日に返済したと主張している（甲7。①亡乙が、B社に対し、自己が有する債権額面合計1億5180万円を譲渡し、さらに、同社がA社にそれを譲渡して、代物弁済をしたと主張するようであるが、②B社から1億3000万円の借入れをして返済したとも主張している。）。)

イ また、丙らは、①亡乙は会社と個人の資産を区別しておらず、亡乙個人の預貯金は、実質上はA社の売上げからの預貯金であり、本件A債権に係る貸付け自体が疑問であるとの主張（甲8）や、②丙においては、A社において30年間無報酬で働いており、未払の給与債権と本件A債権とを相殺した（甲6）等の主張もしている。

ウ さらに、丙らは、別件訴訟の控訴審において、亡乙の死亡により、その相続人の1人である原告には、亡乙のA社の無限責任社員としての責任も相続され、無限責任社員としての債務も承継されるから、原告は、A社に対し、本件A債権に係る請求をすることはできないとも主張している。

(3) 本件C債権について

丙らは、本件C債権の発生は認めているが、C社は、丙からの2300万円の借入金を原資としてこれを返済した旨主張している。

2 被告の主張の要点

(1) 本件各関係法人債権の発生過程及びその内訳

亡乙は、個人として行っていた飲食店の経営、不動産の賃貸及び売却による収入並びに法人の役員報酬により蓄積した資産を原資として、親族等に多額の金銭を貸し付けていた（これらの貸付けに係る債権を総称して、以下「亡乙貸付金債権」という。）。本件相続の開始時点における本件各関係法人債権合計1億6150万円の内訳は、前提事実(6)のとおりであるところ、これらの発生過程等は、以下のとおりである。

ア 本件B債権について

B社は、平成17年4月1日、①亡乙から新たに2000万円を借り受け、②これの一部を従前からの亡乙に対する借入金1523万7085円の返済に充てた（乙13・1及び7枚目）。上記①の乙の同社に対する貸金債権が本件B債権であり、その内訳は、以下のとおり、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度（以下「平成16年3月

期」という。法人の事業年度については、以下同様に略称する。) 末までに発生した亡乙の同社に対する貸付金債権の残高1523万7085円(乙13・7枚目、乙14)と、平成17年4月1日に発生した亡乙の同社に対する貸付金債権476万2915円である。

(ア) 平成16年3月期末までに発生した亡乙のB社に対する貸付金債権1523万7085円の発生過程及び内訳

既に述べたとおり、B社においては、平成16年3月期末までに、亡乙からの長期借入金1523万7085円が発生しているところ、その残高は、以下の経過により生じたものである。

a 平成13年6月28日のB社に対する亡乙からの貸付金(1581万5000円)

B社は、平成13年6月28日、亡乙から、1581万5000円を借り入れた(乙15・1及び17枚目)ところ、次の(a)～(d)に照らせば、その内訳は、①亡乙が亡乙貸付金債権のうち980万円をB社に譲渡する際に、同債権の取得資金として亡乙が同社に貸し付けた金額980万円と、②株式会社Fの株式(以下「F株式」という。)の取得資金として亡乙が同社に貸し付けた金額601万5000円である。

(a) ①亡乙は、妹である戊(通称名・戊又は戊。以下「戊」という。乙11の1)に対して、2900万円の貸付金債権を有していたところ、同債権は、㊦平成13年4月6日に490万円分がA社に対して同額で譲渡され、㊧次に、同年6月28日に980万円分がB社に対して同額で譲渡され、㊨最後に、平成18年12月26日に残りの1430万円分が同社に対して5万円で譲渡された(乙15・1及び14枚目、乙17、乙18・1、18及び21枚目)。すなわち、同社は、平成13年6月28日、上記2900万円の債権のうち980万円を、同額の代金で取得した。②また、同社は、同日、亡乙からF株式3000株を601万5000円で購入した(乙15・1及び15枚目、乙19・4枚目)。これらの購入代金の合計額は、同日の亡乙の同社に対する貸付金の額(1581万5000円)と一致する。

(b) B社は、平成14年3月期が第1期であり、平成13年6月28日当時は設立後間もないころで、前記(a)の購入代金1581万円余りの自己資金はなかった(乙19・1及び2枚目)。

(c) 平成14年ころから平成19年3月期の決算までB社の関与税理士であったG税理士(以下「G税理士」という。同税理士は、同時期においてA社の関与税理士でもあった。)は、B社が受けた債権譲渡につき、同社には余裕資金がなかったので、代金は貸借にしていた旨述べている(乙20・2枚目)。

(d) B社は、平成13年6月28日に亡乙に対する1581万5000円の借入金を計上しながら、同月において、戊に対する亡乙貸付金債権の取得及びF株式の取得以外に、高額の現金支出をしていない(乙15・1枚目「6月計」参照)。

b 平成13年12月25日に亡乙がB社に貸し付けたF株式の取得資金(263万7000円)

B社は、平成13年12月25日、A社からF株式3000株を263万7000円で購入するとともに、その購入代金と同額の263万7000円を亡乙から借り入れた(乙15・9、15及び20枚目、乙18・12、13、19及び25枚目、乙19・6及び8枚目)ところ、前記a(b)のとおり、B社は、同日当時は設立後間もないころ

で、F株式を取得するだけの余裕資金はなかったこと（乙19・2枚目）からすると、同社が同日に亡乙から借り入れた263万7000円は、同日のF株式の購入資金であったと認めることができる。

- c 平成14年11月25日に亡乙がB社に貸し付けた金額（170万円）

B社は、平成14年11月25日、亡乙から170万円を借り入れた（乙21・1及び2枚目）。

- d 平成16年3月期末までのB社から亡乙に対する長期借入金の返済（合計491万4915円）

B社は、平成14年3月期において、平成13年6月28日以降平成14年3月31日まで、日々の売上げを長期借入金の返済に充てる帳簿処理を行い（乙15・1～13、17～22枚目。なお、同期において、同社の長期借入先は亡乙のみである。）、合計491万4915円（乙19・8枚目）を亡乙に返済した旨の処理をしている（同期末における長期借入残高は1353万7085円）。

- e 小括

以上のとおりであるから、亡乙がB社に対して有する平成16年3月期末における貸付金債権の残高は、少なくとも、前記a～cの金額の合計から前記dの金額を控除した1523万7085円である。

- (イ) 平成17年4月1日におけるB社に対する亡乙の貸付金債権476万2915円の発生過程及び内訳

既に述べたとおり、B社は、平成17年4月1日、亡乙から新たに2000万円を借り受け、これの一部を従前からの亡乙に対する借入金1523万7085円（前記(ア)）の返済に充てたものである。この2000万円と借入金返済に係る1523万7085円との差額476万2915円の内訳は、以下のとおりである。

- a 平成17年4月1日に亡乙がB社に対し譲渡したH（以下「H」という。）に対する亡乙貸付金債権の取得資金に係る貸付金（250万円）

①亡乙は、⑦平成15年12月2日、Hに対し500万円を貸し付け（乙23）、④平成17年4月1日、B社に対し、上記⑦の亡乙貸付金債権500万円のうち250万円分を同額で譲渡した（乙13、乙22・3枚目、乙24・1枚目）ところ、②前記(ア)a(c)のようなG税理士の供述、③同社が上記①④の債権譲渡を受けた日と、亡乙に対する2000万円の長期借入金を計上した日が同日であること、④同社は、平成17年4月において、亡乙への長期借入金の返済を別として、上記①④の債権及び後記bのI（以下「I」という。）に対する亡乙貸付金債権の取得以外に、高額の現金支出をしていないこと（乙13・1枚目「4月計」参照）からすると、上記①④の債権の取得資金は、同社が亡乙から借り受けたものと認められる。

- b 平成17年4月1日に亡乙がB社に譲渡したIに対する亡乙貸付金債権の取得資金に係る貸付金（100万円）

①⑦平成17年4月1日現在のIに対する亡乙貸付金債権の残高は131万6452円であり、B社は、上記債権を、亡乙から100万円で取得し、これによって得た利益31万6452円を売上げに計上したこと（乙13・1及び4枚目、乙22・3枚目）、④また、亡乙の預金通帳には、Iからの定期的な入金に記載されていること（乙12の

1・3～5及び9枚目)、㊟同社が同日の前記a①④の債権譲渡と全く同様の帳簿処理をしていること(乙13・1及び4枚目)を考慮すると、上記①㊟の債権も、同日に、亡乙から同社に対して譲渡されたものと認められる。そして、②前記(ア)a(c)のようなG税理士の供述、③同社が上記①の債権譲渡を受けた日と亡乙に対する2000万円の長期借入金を計上した日が同日であること、④同社は、平成17年4月において、亡乙への長期借入金の返済を別として、上記①の債権と前記a①㊟のHに対する亡乙貸付金債権の取得以外に、高額の現金支出をしていないこと(乙13・1枚目「4月計」参照)からすると、上記①の債権の取得資金100万円は、同社が亡乙から借り受けたものと認められる。

c その他の貸付金(126万2915円)

(ウ) 小括

以上のとおりであるから、本件B債権2000万円は、亡乙に帰属するものとして、有効に発生したものである。

イ 本件A債権について

A社は、平成18年3月期において、①亡乙から新たに1億1800万円を借り受け、②これの一部を従前からの亡乙に対する借入金3793万7110円の返済に充てた(乙25・10枚目)。上記①の亡乙の同社に対する貸付金債権が、本件A債権であり(なお、上記総勘定元帳において平成17年4月1日に1億1800万円の長期借入金が計上されているのは、平成18年3月期において新たに生じた亡乙に対する借入金を、帳簿上、まとめて同日に計上したものと解される。)、その内訳は、以下のとおり、平成16年3月期末までに発生した亡乙の同社に対する貸付金債権の残高3793万7110円(乙26・7枚目、乙27の3・7及び8枚目)、平成18年3月期における同社の不動産の取得資金計7870万円(乙25・5及び7枚目)に係る貸付金等である。

(ア) 平成16年3月期末までのA社に対する亡乙の貸付金債権3793万7110円の発生経過及び内訳

A社において、平成16年3月期末までに、亡乙からの長期借入金3793万7110円が発生しているところ(乙26・7枚目、乙27の3・7及び8枚目)、その残高は、以下の経過により生じたものである。

a 平成13年4月6日に亡乙がA社に譲渡した戊に対する亡乙貸付金の取得資金に係る貸付金(490万円)

①A社は、平成13年4月6日に、亡乙から490万円を借り入れたものであり(乙18・1枚目)、②また、前記ア(ア)a(a)①のとおり、同日、亡乙の戊に対する2900万円の本件乙貸付金債権のうち490万円分が、同額の代金で、同社に対して譲渡されたものである。そして、③前記ア(ア)a(c)のようなG税理士の供述、④同社は、平成13年4月、上記②の債権の取得以外に、高額の現金支出をしていないこと(乙18・1及び2枚目)、⑤同社が平成14年3月期において余裕資金を有していたとは解し難いこと(乙27の1・2枚目参照)からすると、同社は、上記②の債権の取得資金として、平成13年4月6日、亡乙から490万円を借り入れたことが認められる。

b 平成13年6月28日に亡乙がA社に貸し付けたF株式の取得資金に係る貸付金(601万5000円)

①A社は、亡乙から601万5000円を借り入れたのと同日に、同額でF株式を購入している(乙18・4、19及び22枚目、乙27の1・8枚目)ところ、②同社は、平成13年6月において、他に高額の現金支出をしていないこと(乙18・3～5枚目)、③同社が平成14年3月期において余裕資金を有していたとは解し難いこと(乙27の1・2枚目参照)からすると、同社は、F株式の購入代金として、亡乙から601万5000円を借り入れたものと認められる。

- c 平成14年4月3日に亡乙がA社に譲渡したJ(通称名・J。乙11の2。以下「J」という。)に対する亡乙貸付金債権の取得資金に係る貸付金(3000万円)

①亡乙は、同人の親戚とされるJに対し、6000万円の亡乙貸付金債権を有していたところ(乙16の1・2)、⑦平成14年4月3日、A社に対し、上記債権のうち3000万円分を同額で譲渡するとともに、④これと同額の3000万円を貸し付けたこと(乙27の2・3、6及び7枚目、乙28、乙29・1及び3枚目)、②同社に、当時、余裕資金があったとは解されないこと(乙27の2・2枚目)、③前記ア(ア) a(c)のようなG税理士の供述、④同社は、平成14年4月3日前後において、上記①⑦のとおり債権を取得した以外に、多額の現金を支出していないこと(乙29・1枚目)からすると、同社が、上記①⑦の債権の取得資金として、亡乙から3000万円を借り入れたことが認められる。

- d 平成14年10月31日に亡乙がA社に貸し付けた金額(300万円)

A社は、平成14年10月31日、亡乙から300万円を借り入れた(乙27の2・2枚目、乙29・2及び5枚目)。

- e 平成15年9月1日に亡乙がA社に貸し付けた金額(400万円)

A社は、平成15年9月1日、亡乙から400万円を借り入れた(乙26・4及び7枚目、乙27の3・8枚目)。

- f 平成16年3月期末までのA社から亡乙に対する長期借入金の返済(997万7890円)

A社は、亡乙に対する長期借入金については、①平成14年3月期において、合計697万7890円を返済し(乙18・1～18、19、21～25枚目、乙27の1・8枚目)、②平成16年3月期において、合計300万円を返済した(乙26・1、2、5及び7枚目、乙27の3・8枚目)。

- g 小括

以上のとおりであるから、A社の平成16年3月期末における亡乙に対する長期借入金残高は、少なくとも、前記a～eの金額の合計から前記fの金額を控除した3793万7110円である。

- (イ) 平成18年3月期における亡乙のA社に対する貸付金債権の発生過程及び内訳

既に述べたとおり、A社は、平成18年3月期において、①亡乙から新たに1億1800万円を借り受け、②これの一部を従前からの亡乙に対する借入金3793万7110円の返済に充てたところ、上記①と②の差額8006万2890円の内訳は、以下のとおりである。

- a A社名義により取得した東京都中野区所在の不動産の取得資金に係る貸付金(5020万円)

- (a) A社（買主）は、株式会社L（売主。以下「L」という。）との間で、平成17年6月25日、東京都中野区のマンション「K」の●●号室（以下「K物件」という。）につき、代金を5020万円（同日に482万円を、K物件の引渡し日である同年7月11日までに残額4538万円を、それぞれ支払うものとされた。）と定めて売買契約を締結した。
- (b) K物件の売買代金は、平成17年7月8日、仲介業者を通じてLに482万円が支払われ、同月11日、4338万円がA社名義によりL名義の普通預金口座に振り込まれ（乙32）、K物件につき、同日、同日売買を原因として、所有者をA社とする所有権保存登記がされた（乙31の1・2）。
- (c) A社の平成18年3月期の総勘定元帳の現金勘定及び建物勘定には、前記(a)の売買契約がされたことに符合する記載がされており（乙25・2、3及び6枚目）、また、同社の平成18年3月期及び平成19年3月期の「固定資産台帳、減価償却費明細書」には、K物件が登載されている（乙33の1及び2）。
- (d) 平成17年6月24日、M銀行高円寺支店の亡乙名義普通預金口座から482万円が出金され、同年7月11日に、同口座から4338万円が出金された（乙34の1・4枚目）。一方、A社の預金口座からは、上記各金額が出金された形跡はなく（乙34の2・4枚目）、また、同社の決算報告書（乙35の1～7）からは、金融機関からの借入れを含め、同社にK物件を購入するだけの資金は見当たらず、さらに、K物件や同社の所有する他の不動産の登記事項証明書を見ても、K物件購入のために抵当権が設定されたことを示す記載はない（乙31の1・2、乙36の1・2）。
- (e) 以上のことからすると、A社においてK物件を購入した代金5020万円は、亡乙から同社への貸付金（ないし亡乙による立替払）により支払われた、すなわち、同社は、K物件の購入代金5020万円を亡乙から借りたものということができ、かかる5020万円の貸付金債権は、上記①の亡乙からの1億1800万円の借入金の一部を構成するものである。
- b A社名義により取得した東京都豊島区所在の不動産の取得資金に係る貸付金（2850万円）
- (a) A社（買主）は、O及びX（売主。以下「Oら」という。）との間で、平成17年7月1日、東京都豊島区●●の土地及び同●●の店舗兼居宅（以下「N物件」という。）につき、代金を2850万円と定めて売買契約を締結した（乙37）。N物件については、同日、同日売買を原因として、OらからA社に対する所有権移転登記がされた（乙36の1及び2）。
- (b) A社の平成18年3月期の総勘定元帳の現金勘定及び土地勘定には、前記(a)の売買契約がされたことに符合する記載がされており（乙25・3及び8枚目）、また、同社は、平成19年3月期の「固定資産台帳、減価償却費明細書」にN物件を登載している（乙33の2「●●」）。なお、上記総勘定元帳に記載されている「株P」とは、N物件の仲介業者であり、売主であるOが代表者を務める法人である（乙37・2枚目）。
- (c) 平成17年6月30日に、Q信用組合高円寺支店の亡乙名義普通預金口座から200万円が出金された（乙38の1・2枚目）。また、同日、同口座から2650万

円が出金され、同額の自己宛小切手が作成されたところ(乙38の1・3及び4枚目)、これについては、N物件の売主であるOの裏書がされ、決済がされた(乙38の2)。

(d) 一方、A社の銀行預金口座からは、N物件の購入代金相当額が出金された形跡はなく(乙34の2・4枚目)、また、同社の決算報告書(乙35の1～7)からは、金融機関からの借入れを含め、A社にN物件を購入するだけの資金は見当たらない。さらに、N物件や同社の所有する他の不動産の登記事項証明書を見ても、N物件購入のために抵当権が設定されたことを示す記載はない(乙31の1・2、乙36の1・2)。

(e) 以上のことからすると、A社においてN物件を購入した代金2850万円は、亡乙から同社への貸付金(ないし亡乙による立替払)により支払われた、すなわち、同社は、N物件の購入代金2850万円を亡乙から借りたものということができ、かかる2850万円の貸付金債権は、上記①の亡乙からの1億1800万円の借入金の一部を構成するものである。

c その他の貸付金(136万2890円)

(ウ) 小括

以上のとおりであるから、本件A債権1億1800万円は、亡乙に帰属するものとして、有効に発生したものである。

ウ 本件C債権について

(ア) C社は、平成19年1月5日、中野区の土地(以下「S物件」という。)につき、有限会社R(以下「R」という。)から、同日売買を原因として所有権移転登記を受けたところ(乙39)、C社の平成19年3月期の総勘定元帳の記載(乙40・1及び2枚目)及びRの平成19年8月期の損益計算書の記載(乙41・3枚目)によれば、C社が、RからS物件を代金2359万5015円で購入し、平成18年9月15日に200万円を、平成19年1月5日に2159万5000円を、それぞれ支払ったことが認められる。

(イ) C社の平成19年3月期の総勘定元帳においては、平成18年9月9日に丙から長期借入金として2195万円を借り入れたとする処理がされるとともに、同月から平成19年1月までの間、この長期借入金以外に高額の現金収入はないものとされている(乙40・1及び2枚目参照)が、同人名義の預貯金等口座の入出金状況から見る限り、同人には、この当時、同社に対して2195万円を貸し付けることができるだけの預貯金の残高はなく、2195万円が出金された形跡もないから(乙43)、同社が同人から借り受けた金員によりS物件の代金を支払ったものということとはできない。

(ウ) 一方、亡乙名義の預金口座からは、平成18年9月15日に200万円が、平成19年1月5日に2150万円が、それぞれ出金されている(乙47の1～5)。そして、平成18年9月15日及び平成19年1月5日の各日に、C社名義の預金口座等から、これらに見合う出金があった形跡はなく(乙44)、同社の決算報告書からは、同社にS物件の購入に必要な2350万円程度の資金があったものとは見受けられない(乙45の1～3)。また、S物件の全部登録証明書を見ても、これを購入するために抵当権が設定されたことを示す記載はない(乙39。なお、同社は、同物件以外に不動産を所有していない[乙46参照])。

(エ) 以上によれば、S物件の購入代金2359万5015円の大半である2350万円は、

亡乙のC社に対する貸付金又は亡乙の立替金により支払われたものということができる。すなわち、C社は、S物件の購入代金として、亡乙に対して2350万円の貸金返還債務又は立替金返還債務を負っているものである。さらに、同社の総勘定元帳において、平成18年9月9日に丙からの長期借入金として計上された2195万円は、実際には、亡乙からの借入金であったということができる。そうすると、亡乙は、C社に対し、2350万円の立替金返還請求権又は貸金返還請求権（本件C債権）を有していることが認められる。

(2) 本件各関係法人債権が相続開始時点において存在していたこと

ア B社における架空経理

本件B債権は、平成17年4月1日に亡乙が貸し付けた2000万円の貸付金債権である（前記(1)ア）。

- (ア) B社は、平成19年3月期の総勘定元帳等において、①丙が、同社に対し、平成18年12月26日、1億8000万円を貸し付ける（便宜上、以下「丙貸付金」という。）とともに、同社が、A社に対し、同日、1億3000万円を貸し付けた旨の帳簿処理をし（乙48・1及び3枚目、乙49・4及び5枚目）、②また、B社が、平成19年3月31日、平成17年4月1日に亡乙から借り入れた2000万円（乙13・1及び7枚目。本件B債権）及び丙貸付金のうち800万円をそれぞれ返済した旨の処理をするとともに、A社からの受取利息並びに亡乙及び丙に対する支払利息をそれぞれ計上した（乙48・3～5枚目）。

- (イ) B社の平成19年3月期の総勘定元帳によれば、同社は、同期において丙貸付金以外の借入れをしておらず（乙48・3枚目）、また、同社には、丙貸付金以外に2000万円の返済をするだけの資金はなかった（乙50の6）。

しかし、丙は、本件相続税に係る税務調査（以下「本件相続税調査」という。）において、同人がB社及びA社に対して貸付金を有していないことを認めている（乙51・2枚目）上、丙には、平成18年12月26日当時、B社に対して1億8000万円を貸し付けることができるだけの預貯金等の残高はなく（乙43）、1億8000万円が出金された形跡もない（乙52）。そうすると、B社の帳簿に記載された丙貸付金は架空のものであり、丙貸付金を原資としたB社から亡乙への平成19年3月31日の2000万円の返済もまた架空のものである。

- (ウ) したがって、本件B債権は、本件相続の開始時点において存在していたものである。

イ A社における架空経理

本件A債権は、平成18年3月期において亡乙が貸し付けた1億1800万円の貸付金債権である（前記(1)イ）。

- (ア) A社は、平成19年3月期の総勘定元帳において、同社が、①平成18年12月26日、B社から1億3000万円を借り入れ、②平成19年3月31日、平成18年3月期において亡乙から借り入れた計1億1800万円（本件A債権）を返済した旨の処理をしている（乙53・2枚目）。

- (イ) A社の平成19年3月期の総勘定元帳によれば、同社は、同期において、前記(ア)①以外の高額の借入れをしておらず（乙53・2枚目）、また、同社には、前記(ア)①の借入金以外に本件A債権を返済するだけの資金はなかった（乙35の6・2及び3枚目）。そし

て、前記ア(イ)で述べたB社の経済状況に照らせば、同社が前記(ア)①の貸付けをしたとすれば、その資金は丙貸付金以外にないというべきところ、前記アのとおり丙貸付金は架空のものであるから、A社の帳簿に記載された前記(ア)①の借入れは架空のものであり、前記(ア)②の返済の事実もまた認めることができない。

(ウ) したがって、本件A債権は、本件相続の開始時点において存在していたものである。

ウ C社における架空経理

本件C債権は、C社のS物件の取得に当たって亡乙が貸し付け、又は立替払をしたことに基づく2350万円の貸金返還請求権ないし立替金返還請求権である（前記(1)ウ）。

(ア) 前記(1)ウにおいて述べたとおり、C社は、平成19年3月期に同社名義でS物件を取得するに当たり、丙が2195万円を貸し付け、それを原資として当該不動産を取得したかのような帳簿処理をしているが、S物件の取得代金を出捐したのは亡乙であるから、上記の帳簿処理は、架空経理に当たる。

(イ) C社は、平成19年3月期の総勘定元帳において、①丙が、同社に対し、平成19年3月31日、新たに2300万円を貸し付け、②同日、前記(ア)の2195万円の借入金を返済したとする処理をしている（乙40・3及び4枚目）。しかし、前記(ア)において述べたとおり、上記②の借入金は存在していないから、これに係る返済も認められない（なお、丙には、同日当時、上記①の貸付けをすることができるだけの預貯金の残高はなかった。乙43参照）。また、同社において、亡乙に対し、S物件取得に係る2350万円の債務を返済した事実もない。

(ウ) したがって、本件C債権は、本件相続の開始時点において存在していたものである。

(3) 本件各関係法人債権が本件相続の開始時において回収不可能でなかったこと

ア 相続税の計算における貸付金債権の評価に関し、①財産評価基本通達（昭和39年4月25日付け直資56・直審(資)17国税庁長官通達。乙54。以下「評価通達」という。）204は、貸付金、売掛金、未収入金、預貯金以外の預け金、仮払金、その他これらに類するもの（貸付金債権等）の価額は、元本の価額と利息の価額との合計額によって評価するものとし、その元本の価額は「その返済されるべき金額」とし、その利息の価額は「課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額」とする旨を定めており、②同通達205は、貸付金債権等の評価を行う場合、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において債務者について会社更生手続の開始の決定があったときなどの事由に該当するとき、その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない旨を定めている。

イ 以下のような本件各関係法人の経営状態に照らせば、本件各関係法人債権は、本件相続の開始時点において回収不可能な債権ではなかった。

(ア) B社は、平成●年●月●日の設立以降、毎事業年度とも一定以上の売上げを計上しており（乙50の1～7）、純損益が損失となった平成15年3月期及び平成19年3月期の各事業年度の場合も、その原因は、平成15年3月期については役員報酬及び給与手当であり（乙50の2参照）、平成19年3月期については当期純損失金額も小さく、その原因も亡乙からの借入金に対応する支払利息（支払手数料）であることからすれば（乙50の6参照）、本件相続の開始時点において、会社更生手続の開始の決定等が行われるような状況にはなく、また、本件B債権の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる

状況にあったとはいえない。

- (イ) A社は、平成●年●月●日の設立以降、各期の純損益について損失の年の方が多いものの、その原因は、販売費及び一般管理費のうちの支払手数料及び賃借料であって（乙35の1～7）、そのうち、支払手数料については、亡乙や本件各関係法人との間の長期借入金に対する支払利子である上、同社は、所有していた不動産に担保を設定することもなく経営を継続していた（乙31の1・2、乙36の1・2）。なお、平成20年3月期及び平成19年3月期の決算報告書（乙35の6・7）には、同社に対する法人税調査の結果は反映されておらず、その結果が反映されると、平成19年3月期については損失が減り、平成20年3月期については利益が増えることとなる。

同社は、設立から継続して営業をし、一定以上の売上げが継続的に発生していることなどからして、本件相続の開始時点において、会社更生手続の開始の決定等が行われるような状況にはなく、また、本件A債権の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる状況にあるとはいえない。

- (ウ) C社は、平成●年●月●日の設立後、本件相続が開始するまで一定以上の売上げを計上しており（乙45の1・2）、平成20年3月期については、乙58に係る修正申告の結果、利益が出ていること（乙58・2枚目の「売上計上もれ」の382万2000円が売上げに加算され、「支払利息の否認」の115万円が支払利息から減算されることにより、乙45の3・3枚目の損益計算書において当期純損失が176万3000円であったのが、利益が出ることになる。）、経営状態は良好といえるから、本件相続の開始時点において、会社更生手続の開始の決定等が行われるような状況にはなく、本件C債権の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる状況にもない。

ウ 以上のとおり、本件相続の開始時点における本件各関係法人の経営状態からは、本件貸付金は回収が不可能又は著しく困難である債権とはいえず、本件各関係法人債権については、評価通達204により評価した価額に基づいて、本件相続に係る相続税の計算を行うこととなる。

(4) 小括

これまで述べたところに加えて、丙及び同人を代表社員又は取締役とする本件各関係法人において、いずれも本件各関係法人債権の存在を認めた上で、いずれも修正申告に応じていること（甲2、乙51、乙58、乙59の1・2、乙60の1・2）からすれば、本件各関係法人債権は、いずれも亡乙の相続財産に含まれるべきものである。

(5) 原告の主張について

ア 別件訴訟は、原告が、亡乙から本件各関係法人債権を相続したと主張して、丙らに対してその支払を求めるものであるところ、本件における主たる争点が本件各関係法人債権の存否であることからすれば、原告は、別件訴訟において本件各関係法人債権の存在を主張立証して請求認容判決を得ながら、本件訴えにおいて別件訴訟における反対当事者の主張を援用し、本件各関係法人債権の発生を否定し、あるいは、その消滅を主張しているもので、かかる原告の態度は、実質的な争点を同じにする両事件において、同時に明らかに相反する主張をするものであるから、本件における原告の主張は、訴訟上の信義則ないし禁反言の法理に照らし到底許されるべきものではない。

イ 本件各関係法人債権の発生を否定し、又はその消滅をいう原告の主張に理由がないことは、

これまでに述べたところ等に照らし、明らかというべきである。

ウ 原告は、A社の無限責任社員であった亡乙の地位が、同人の死亡により相続人である原告に承継されたと主張するが、①会社法607条は、合資会社等の持分会社の社員が死亡した場合には退社する旨規定し、その場合には、原則として、同法611条により、当該死亡した社員の持分は払い戻されることになるのであって、相続人は、死亡した社員の持分払戻請求権を相続により承継するが、死亡した社員たる地位は、当然にはその相続人に相続承継されない。②また、仮に、A社の無限責任社員である亡乙の地位が原告に相続承継されたとしても、⑦原告が本件A債権につき支払を請求することはできない、又はその額が減額されとする根拠は全く不明である上、④同法580条1項に規定する社員の責任は二次的又は補充的なものであり、⑤本件相続開始時のA社の経営状況等からして、社員が当該責任を具体的に追求されるような状況にはなかった。したがって、原告の上記主張もまた失当である。

第2 原告が亡乙から本件贈与を受けたか否か（争点2）について

1 原告の主張の要点

(1) 原告が亡乙から本件贈与を受けたことはない。原告が前提事実(5)イのとおり亡乙から本件贈与を受けた旨を記載した本件贈与税申告書を提出したことは事実であるが、これは、原告の代理人であったW税理士（以下「W税理士」という。）から、どのみち相続税がかかってくるのであり、贈与税を納めておけば、その分相続税額が減るので実際同じであるし、贈与を否認しても現時点では無理であるから、後に不服申立てをすると説得され、また、税務署からは、本件相続税につき無申告なので財産を差し押さえると脅され、当時派遣社員であった原告は、たびたび呼び出されると、給与が減ったり、仕事の更新ができない状態になったりする可能性があった上、猶予期間もなかったことから、やむなく申告をしたものであって、本件贈与を受けたことを認めたわけではない。

(2) 被告は、①平成17年9月21日、M銀行高円寺支店の亡乙名義の普通預金口座（口座番号 。以下「亡乙・M口座」という。）から1500万円が出金されるとともに、同金員がT銀行高円寺支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 。以下「本件原告普通預金口座」という。）に入金され、②平成18年3月22日、Q信用組合高円寺支店の亡乙名義の普通預金口座（口座番号 。以下「亡乙・Q信用組合口座」という。）から1500万円が出金され、同金員が本件原告普通預金口座に入金された旨主張する。

しかし、原告は、亡乙名義の上記各口座のことを全く知らず、これらの口座からの出金についても知らない。また、本件原告普通預金口座は、何者かが勝手に開設したものであり、原告は、その開設に関与しておらず、その存在さえ知らなかったものであって、原告が上記の各金員の贈与を受けたことはない。上記①及び②の本件原告普通預金口座への入金に係る伝票（乙62、乙64）並びに平成18年4月19日付けの本件原告普通預金口座に係る出入金伝票（乙81、乙85）中の原告名義の署名は、いずれも原告によるものではない。別件訴訟において、丙は、亡乙はいわゆる税金対策で会社の財産を自分の財産としていた旨を主張しているところ、本件原告普通預金口座も、そのような目的で開設され、金員の移転に用いられた可能性が高い。

2 被告の主張の要点

(1) 本件原告普通預金口座の預金残高の原資

①平成17年9月21日午前10時11分、亡乙・M口座から1500万円が出金され（乙61）、同日午前10時26分、本件原告普通預金口座に1500万円が入金されたこと（乙

62)、②平成18年3月22日午前11時23分、亡乙・Q信用組合口座から1500万円が出金され(乙63)、同日午後零時1分、本件原告普通預金口座に1500万円が入金されたこと(乙64)、③これらの取引当時、U銀行高円寺支店、Q信用組合高円寺支店及びT銀行高円寺支店間は、徒歩でも数分で移動できる位置関係にあったこと(乙93)からすれば、上記①及び②の本件原告普通預金口座への入金、亡乙・M口座及び亡乙・Q信用組合口座の各普通預金を原資とするものであり、平成18年4月19日に後記イの各出金される直前の本件原告普通預金口座の預金残高3000万0602円(乙80)は、主としてこれらの入金により形成されたものというべきである。

(2) 本件原告普通預金口座に係る平成18年4月19日の取引

ア 本件原告普通預金口座からは、平成18年4月19日(本件贈与税申告書〔乙2〕の「財産を取得した年月日」と同日)、①2700万円(出金時間・午前11時47分。乙81、乙94)及び②300万円(出金時間・午後零時48分。乙82、乙95)がそれぞれ出金されている。そして、原告は、平成18年4月当時は、東京都国立市に居住していたと述べているところ(原告本人)、上記①及び②に係る各出金は、T銀行国立支店(店番号●●●)において行われたものである(甲17の1～3、乙80～乙82、乙94、乙95)。

イ 前記ア①の2700万円の出金から27分後の平成18年4月19日午後零時14分、M銀行国立駅前支店において、依頼人を原告、受取人をV証券株式会社(以下「V証券」という。)として、2720万円の振込みがされところ(乙83)、その際、原告に係る本人確認書類としてパスポートが用いられた(乙89)。

そして、原告は、⑦この振込みに係る振込依頼書及び送金先のV証券の原告名義口座の総合取引申込書(以下「V証券申込書」という。乙84)を自らが書いたこと、④原告がV証券との取引をしていること及び⑨前記ア①の2720万円の振込みを自ら行ったことを認めている(原告本人)。

また、前記ア①の2700万円の出金伝票(乙94)に係る払戻請求印の印影は、原告において自己が記載したものであることを認めた(原告本人)税務代理権限証書(乙87)及びV証券申込書(乙84)に押印されている原告の印影と酷似している。

さらに、当時、T銀行国立支店及びM銀行国立駅前支店は、徒歩でも数分で移動できる位置関係にあった(乙96)。

ウ 前記ア②の300万円の出金は、原告において自ら行ったことを認めている前記イのV証券宛ての振込手続から34分後の平成18年4月19日午後零時48分、T銀行国立支店において、本件原告普通預金口座からの振替出金手続としてされたものであり(乙82、乙95。その際には、原告に係る本人確認書類としてパスポートが用いられた。)、同日午後零時52分にT銀行高円寺支店の原告名義の定期預金口座(口座番号 。以下「本件原告定期預金口座」という。)へ同額が振替入金された(乙85)。

また、同日午後零時52分に300万円が振替入金されたことにより形成された本件原告定期預金口座の定期預金は、同年7月26日に解約されたが、その際には、原告に係る本人確認書類として自動車運転免許証が用いられた(乙88)。

加えて、前記ア②の300万円の払戻請求書(乙95)に係る払戻請求印の印影は、乙94と同様、税務代理権限証書(乙87)及びV証券申込書(乙84)に押印されている原告の印影と酷似している。

(3) まとめ

以上の事実を総合すれば、本件原告普通預金口座については、遅くとも平成18年4月19日には、その管理運用の主体ないしその利益の帰属主体が亡乙から原告に変更されていたことは明らかである。したがって、原告が本件贈与税申告書に記載したとおり、本件原告普通預金口座に係る平成18年4月19日の各出金前の預金残高3000万0602円のうち、少なくとも原告において亡乙に対して有していたとする貸付金の返済額に相当する金額1026万8897円を控除した後の1973万1705円については、同日、原告が亡乙から贈与（本件贈与）を受けたものというべきである。

第3 本件決定処分が本件公正証書遺言により本件相続に係る原告以外の相続人が取得した不動産を原告の相続税につき課税対象としたことの誤りをいう原告の主張の可否（争点3）について

1 原告の主張の要点

亡乙の不動産については、本件公正証書遺言に基づき、全て本件相続に係る原告以外の相続人が取得し、所有権移転登記手続もされているのであって、原告は、亡乙の不動産を一切取得していない。したがって、本件決定処分が、これらの不動産を原告の相続税において課税対象に入れたのは違法である。

2 被告の主張の要点

本件相続税の計算過程は、別紙5「本件決定処分等の根拠等に関する被告の主張」第1の1のとおりであるところ、相続税法は、まず、同一の被相続人から相続財産を取得した者について、それぞれ、取得財産の価額について、債務控除（同法13条）及び相続開始前3年以内の贈与加算（同法19条）をして各相続人の課税価格を算出し、各課税価格を合計（同別紙第1の1(1)の4億2222万7000円）した上で法定相続分に応じて財産を取得したものとした金額（同別紙第1の1(2)イ）に、相続税の税率を乗じて得た金額を合計して相続税の総額（同別紙第1の1(2)ウの8589万円）を算出し、その後、相続税の総額に対して、課税価格の合計額に各相続人ごとの課税価格の金額が占める割合（別表1順号21）を乗じて、各相続人ごとの相続税の額を算出する仕組みとなっている。すなわち、同法においては、各相続人の相続税額を算出するには、各相続人の課税価格を合計する必要がある、自ら取得していない相続財産の価額も算定しなくてはならない。そして、本件決定処分においては、原告は本件公正証書遺言の対象とされた不動産を取得していないものとして、原告の納税すべき相続税額を算出しているのである（別紙5の第1の1(1)イ、別表1順号1、2の原告欄参照）。なお、本件においては、未分割財産があるので、相続税法55条に基づき各人の課税価格が計算されることは、同別紙第1の1(1)において述べたとおりである（仮に、本件相続について分割が完了し、原告が当該分割により取得した財産に係る課税価格が、本件決定処分において計算された課税価格と異なることとなった場合には、同法32条1号に基づき更正の請求をすることができる。）。

前記アの原告の主張は、相続税法の仕組みを理解しないものであり、失当である。

第4 本件決定処分が亡乙の死亡による保険金につき相続税法3条1項1号に規定する割合に相当する部分の計算をしていないことの誤りをいう原告の主張の可否（争点4）について

1 原告の主張の要点

本件決定処分は、相続税法3条1項1号にいう「当該保険金受取人…について、当該保険金…のうち被相続人が負担した保険料…の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分」を計算することなく、本件D生命保険

契約に係る生命保険金 4 9 2 1 万 5 1 1 9 円の全額を本件相続により取得したものとしており、明らかに違法である。

2 被告の主張の要点

本件相続税の課税価格に算入されるみなし相続財産の価額は、別紙 5「本件決定処分等の根拠等に関する被告の主張」第 1 の 1 (1) ウのとおりであるところ、その金額は、以下のとおり算出したものである。したがって、本件決定処分は、死亡保険金を相続税法の規定に基づいて計算した上、本件相続税の課税価格に算入したものである。

(1) 本件共同相続人らが取得することとなる死亡保険金

前提事実(3)ウのとおり、亡乙の死亡により、①原告は、本件D生命保険契約に係る死亡保険金の 3 3 % である 1 6 2 4 万 0 9 8 9 円を取得し、②訴外相続人らは、本件D生命保険契約に係る死亡保険金の 6 6 % 及び本件E生命保険契約に係る死亡保険金の合計額である 6 7 2 6 万 3 7 6 2 円を取得した。

(2) 相続税法 3 条 1 項 1 号により本件相続により取得したものとみなされる死亡保険金

ア 本件D生命保険契約に係る死亡保険金

本件D生命保険契約については、亡乙の死亡の時までに払い込まれた保険料 4 5 0 0 万円の全額を同人において負担していたものである（前提事実(3)イ①）から、相続税法 3 条 1 項 1 号の規定に基づき、その死亡保険金の全額が、本件相続により取得したものとみなされることとなる。

イ 本件E生命保険契約に係る死亡保険金

本件E生命保険契約については、亡乙の死亡の時までに払い込まれた保険料 1 8 万米ドルの全額を同人において負担していたものである（前提事実(3)イ②）から、相続税法 3 条 1 項 1 号の規定に基づき、その死亡保険金の全額が、本件相続により取得したものとみなされることとなる。

ウ 各相続人が取得することとなるみなし相続財産の価額

前記ア及びイにより、原告及び訴外相続人らが取得することとなるみなし相続財産は、合計 8 3 5 0 万 4 7 5 1 円（①原告・1 6 2 4 万 0 9 8 9 円、②訴外相続人ら・6 7 2 6 万 3 7 6 2 円）となる。

(3) 相続税法 1 2 条 1 項 5 号ロの規定により非課税とされる金額

本件相続において、被相続人の相続税法 1 5 条 2 項に規定する相続人の数は「3」であるから、保険金の非課税限度額は 1 5 0 0 万円（5 0 0 万円×3）となる（同法 1 2 条 1 項 5 号）。また、亡乙の全ての相続人（本件共同相続人ら）が取得したとみなされる死亡保険金は、前記(2)ウのとおり 8 3 5 0 万 4 7 5 1 円であり、この金額は非課税限度額 1 5 0 0 万円を超えるため、本件相続では、同法 1 2 条 1 項 5 号ロの規定により算出した金額が非課税として相続税の課税価格に算入しないこととなる。

したがって、本件相続において各相続人が取得したとみなされる死亡保険金のうち非課税となる金額は、非課税限度額 1 5 0 0 万円に死亡保険金合計 8 3 5 0 万 4 7 5 1 円のうちに原告が取得することとなる 1 6 2 4 万 0 9 8 9 円又は訴外相続人らが取得することとなる 6 7 2 6 万 3 7 6 2 円の占める割合を乗じてそれぞれ算出した各金額となり、①原告が 2 9 1 万 7 3 7 7 円（1 5 0 0 万円×1 6 2 4 万 0 9 8 9 円／8 3 5 0 万 4 7 5 1 円）、②訴外相続人らが 1 2 0 8 万 2 6 2 3 円（1 5 0 0 万円×6 7 2 6 万 3 7 6 2 円／8 3 5 0 万 4 7 5 1 円）となる。

(4) 被告が主張する本件相続税の課税価格に算入されるみなし相続財産の価額

被告が主張する本件相続税の課税価格に算入されるみなし相続財産の価額は、①原告については、前記(2)ウ①の1624万0989円から前記(3)①の非課税金額291万7377円を控除した後の1332万3612円となり、②訴外相続人らについては、前記(2)ウ②の6726万3762円から前記(3)②の1208万2623円を控除した後の5518万1139円となる。

第5 原告が本件相続に係る相続税の申告をしなかったことにつき通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」があるか否か（争点5）について

1 原告の主張の要点

- (1) 原告は、丙から度重なる性的いやがらせを受け、亡乙にそれを訴えたが、被害妄想であると責め立てられて居場所を失い、亡乙とは離婚していた原告の父の下に身を寄せ、精神的ショックのため転校を余儀なくされた。原告は、亡乙とはほとんど交流がなく、丙についても憎悪を抱くに至っていたため全く交流がなく、丁については連絡先を教えていたので何かあれば知らせてくれるだろうと考えていたが、同人は、原告に対して本件相続に関することを全く知らせず、法定の期間内に原告が相続税の申告をすることを妨害していたものであって、原告においては、亡乙の遺産の内容を全く知らず、知り得る状況にもなかった。原告においては、被告が主張するような「共同相続人間に相続財産をめぐる争いがあるなどのため遺産分割が行われ」という状況ではなく、「相続財産をめぐる争いがある」以前の状況に置かれていた。
- (2) 原告は、本件相続の開始以前から、丙及び丁とは疎遠であり、亡乙の死亡についても、両名からではなく、知人を通じて知ったものである。原告においては、日頃、亡乙から、繰り返し「財産は全部長男に取られてしまって、残った財産はない。」と聞かされており（原告がそのような亡乙の発言を信じたとしてもやむを得ないところである。）、また、丙からも、亡乙の葬儀の際、「相続についてはこちらでやっているので何もやらなくていい。」と言われていたのであって、亡乙に係る相続財産の調査をすることなど全く考えておらず、本件相続税に係る申告をしなければならないなどとは考えもつかなかった。原告は、本件相続税の申告期限後に、新宿税務署の担当官から申告義務があることを告げられて初めて、亡乙の相続財産が基礎控除を上回ることを知って驚いたのである。
- (3) 以上のとおりであって、原告には、法定期間内に本件相続税に係る申告をすることができなかったことにつき何ら責めるべき事情はなく、通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」があるというべきであるから、本件賦課決定処分は、明らかに不当なものである。

2 被告の主張の要点

- (1) 原告は、母である亡乙とは交流がないと主張し（前記1(1)）、同人とは高校一年生以降交流がない旨の供述をする一方で、平成6年には、亡乙から、電話で「財産は全部長男に取られてしまって、残った財産はない」と聞かされ、本件相続の開始直前においても、日頃から同様の話を聞いていた旨を述べるなど、その供述は、上記のような主張と矛盾しているばかりか、それ自体でも相互に矛盾している。その点はおくとしても、原告は、その自宅マンションの名称について、亡乙以外には1人、2人の親しい友人にしか知らせていないと供述しており（原告本人）、上記名称を第三者に知らせることについては十分に注意を払っていたことがうかがえることからすれば、原告と亡乙は、本件相続の開始直前においても親密な関係にあったことが明らかである。原告においては、必要であれば、亡乙の生活状況や、財産の所有状況、財産

の処分内容についても知り得る立場にあったというべきであり、亡乙とほとんど交流がなかったためその相続財産の状況を知り得る状況になかった旨の原告の主張は、およそ理由がない。

- (2) 原告は、本人尋問においては、訴外相続人らの税理士の下を訪ねて本件公正証書遺言の話をしたのが具体的にいつかを明らかにしていないところ、従前は、平成19年5月4日に丙から本件公正証書の存在を聞き、原告の知人である司法書士が、上記公正証書の謄本を取り寄せ、同月下旬にはこれを入手し、その内容を確認していた旨述べていたものであり（乙5）、その内容は具体的かつ詳細なものであって、上記のような本人尋問における供述と比べ、格段に信用性が高いものというべきである。そうすると、原告は、遅くとも、本件相続税に係る法定申告期限内である平成19年5月の時点において、本件公正証書に記載された不動産のみをもってしても、本件相続の相続税の遺産に係る基礎控除額を上回ることを了知することができたことが明らかである
- (3) 原告は、審査請求時においては、調査をしていない旨申し述べているとおり（乙5）、亡乙の相続財産の調査を怠ったものである。仮に、原告が主張するように、訴外相続人らの側から原告に対して亡乙の相続に関する連絡がなかったとしても、原告においては、少なくとも丁と連絡を取ることは可能だったのであるから、亡乙の相続財産や債務について調査する意思があれば、原告自ら訴外相続人らに対して連絡を取り、必要な財産調査を行うことは可能であった。原告の供述を前提としても、原告において、丙に対し、亡乙から聞かされていた「財産は全部長男に取られてしまっていて残った財産はない」という事実について確認しようとしたが拒絶されたというのではなく、要は、亡乙の相続財産について調査もせずに、亡乙に係る財産や債務の状況の詳細を知り得る立場になく、税務の専門家でもない「私の周囲の人たちや会社をやっている方」の話を根拠として、申告すべき相続財産がない旨思い込んだだけにすぎない。
- (4) 以上のとおり、本件においては、原告が本件相続税の申告をしなかったことについて、「納税者の責めに帰すべき理由がなく、行政上の制裁を課することが不当と考えられる事情のある場合」には該当しないから、本件賦課決定処分について、通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」があったと認める余地はない

以 上

別表 1 ～ 1 4 省略